

平成26年第1回飛騨市議会定例会議事日程

平成26年3月5日 午前10時00分開議

日程番号	議案番号	事 件 名
第1		会議録署名議員の指名
第2	議案第4号	平成25年度飛騨市一般会計補正予算(補正第4号)
第3	議案第5号	平成25年度飛騨市国民健康保険特別会計補正予算(補正第3号)
第4	議案第6号	平成25年度飛騨市後期高齢者医療特別会計補正予算(補正第2号)
第5	議案第7号	平成25年度飛騨市介護保険特別会計補正予算(補正第4号)
第6	議案第8号	平成25年度飛騨市簡易水道事業特別会計補正予算(補正第4号)
第7	議案第9号	平成25年度飛騨市公共下水道事業特別会計補正予算(補正第2号)
第8	議案第10号	平成25年度飛騨市特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算(補正第1号)
第9	議案第11号	平成25年度飛騨市農村下水道事業特別会計補正予算(補正第1号)
第10	議案第12号	平成25年度飛騨市個別排水処理施設事業特別会計補正予算(補正第1号)
第11	議案第13号	平成25年度飛騨市駐車場事業特別会計補正予算(補正第1号)
第12	議案第14号	平成25年度飛騨市情報施設特別会計補正予算(補正第1号)
第13	議案第15号	平成25年度飛騨市国民健康保険病院事業会計補正予算(補正第3号)
第14	議案第16号	消費税率等の引上げに伴う関係条例の整備に関する条例について
第15	議案第17号	飛騨市使用料徴収条例の一部を改正する条例について
第16	議案第18号	飛騨市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例について
第17	議案第19号	飛騨市定年前に退職する意思を有する職員の募集等に関する条例について
第18	議案第20号	飛騨市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について
第19	議案第21号	飛騨市消防長及び消防署長の資格を定める条例について
第20	議案第22号	飛騨市消防法等関係手数料徴収条例の一部を改正する条例について

日程番号	議案番号	事 件 名
第21	議案第23号	飛騨市スポーツ施設条例の一部を改正する条例について
第22	議案第24号	飛騨市起業化促進条例の一部を改正する条例について
第23	議案第25号	財産の無償貸付けについて(流葉スキー場施設)
第24	議案第26号	飛騨市下水道条例の一部を改正する条例について
第25	議案第27号	飛騨市農村下水道処理施設条例の一部を改正する条例について
第26	議案第28号	飛騨市が高山市に委託する事務の委託に関する規約の一部を改正する規約について
第27	議案第29号	飛騨市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例について
第28	議案第30号	古川町農業振興資金利子補給条例を廃止する条例について
第29	議案第31号	宮川村農林漁業振興資金利子補給条例を廃止する条例について
第30	議案第32号	飛騨市漁業近代化資金利子補給金交付条例を廃止する条例について
第31	議案第33号	平成26年度飛騨市一般会計予算
第32	議案第34号	平成26年度飛騨市国民健康保険特別会計予算
第33	議案第35号	平成26年度飛騨市後期高齢者医療特別会計予算
第34	議案第36号	平成26年度飛騨市介護保険特別会計予算
第35	議案第37号	平成26年度飛騨市簡易水道事業特別会計予算
第36	議案第38号	平成26年度飛騨市公共下水道事業特別会計予算
第37	議案第39号	平成26年度飛騨市特定環境保全公共下水道事業特別会計予算
第38	議案第40号	平成26年度飛騨市農村下水道事業特別会計予算
第39	議案第41号	平成26年度飛騨市個別排水処理施設事業特別会計予算
第40	議案第42号	平成26年度飛騨市下水道汚泥処理事業特別会計予算
第41	議案第43号	平成26年度飛騨市駐車場事業特別会計予算

日程番号	議案番号	事 件 名
第42	議案第44号	平成26年度飛騨市情報施設特別会計予算
第43	議案第45号	平成26年度飛騨市給食費特別会計予算
第44	議案第46号	平成26年度飛騨市水道事業会計予算
第45	議案第47号	平成26年度飛騨市国民健康保険病院事業会計予算
第46		一般質問

## 本日の会議に付した事件

日程第1		会議録署名議員の指名
日程第2	議案第4号	平成25年度飛騨市一般会計補正予算(補正第4号)
日程第3	議案第5号	平成25年度飛騨市国民健康保険特別会計補正予算(補正第3号)
日程第4	議案第6号	平成25年度飛騨市後期高齢者医療特別会計補正予算(補正第2号)
日程第5	議案第7号	平成25年度飛騨市介護保険特別会計補正予算(補正第4号)
日程第6	議案第8号	平成25年度飛騨市簡易水道事業特別会計補正予算(補正第4号)
日程第7	議案第9号	平成25年度飛騨市公共下水道事業特別会計補正予算(補正第2号)
日程第8	議案第10号	平成25年度飛騨市特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算(補正第1号)
日程第9	議案第11号	平成25年度飛騨市農村下水道事業特別会計補正予算(補正第1号)
日程第10	議案第12号	平成25年度飛騨市個別排水処理施設事業特別会計補正予算(補正第1号)
日程第11	議案第13号	平成25年度飛騨市駐車場事業特別会計補正予算(補正第1号)
日程第12	議案第14号	平成25年度飛騨市情報施設特別会計補正予算(補正第1号)
日程第13	議案第15号	平成25年度飛騨市国民健康保険病院事業会計補正予算(補正第3号)
日程第14	議案第16号	消費税率等の引上げに伴う関係条例の整備に関する条例について
日程第15	議案第17号	飛騨市使用料徴収条例の一部を改正する条例について
日程第16	議案第18号	飛騨市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例について
日程第17	議案第19号	飛騨市定年前に退職する意思を有する職員の募集等に関する条例について
日程第18	議案第20号	飛騨市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について
日程第19	議案第21号	飛騨市消防長及び消防署長の資格を定める条例について
日程第20	議案第22号	飛騨市消防法等関係手数料徴収条例の一部を改正する条例について
日程第21	議案第23号	飛騨市スポーツ施設条例の一部を改正する条例について
日程第22	議案第24号	飛騨市起業化促進条例の一部を改正する条例について
日程第23	議案第25号	財産の無償貸付けについて(流葉スキー場施設)
日程第24	議案第26号	飛騨市下水道条例の一部を改正する条例について
日程第25	議案第27号	飛騨市農村下水道処理施設条例の一部を改正する条例について
日程第26	議案第28号	飛騨市が高山市に委託する事務の委託に関する規約の一部を改正する規約について
日程第27	議案第29号	飛騨市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例について
日程第28	議案第30号	古川町農業振興資金利子補給条例を廃止する条例について
日程第29	議案第31号	宮川村農林漁業振興資金利子補給条例を廃止する条例について
日程第30	議案第32号	飛騨市漁業近代化資金利子補給金交付条例を廃止する条例について
日程第31	議案第33号	平成26年度飛騨市一般会計予算
日程第32	議案第34号	平成26年度飛騨市国民健康保険特別会計予算
日程第33	議案第35号	平成26年度飛騨市後期高齢者医療特別会計予算
日程第34	議案第36号	平成26年度飛騨市介護保険特別会計予算
日程第35	議案第37号	平成26年度飛騨市簡易水道事業特別会計予算
日程第36	議案第38号	平成26年度飛騨市公共下水道事業特別会計予算

日程第37	議案第39号	平成26年度飛驒市特定環境保全公共下水道事業特別会計予算
日程第38	議案第40号	平成26年度飛驒市農村下水道事業特別会計予算
日程第39	議案第41号	平成26年度飛驒市個別排水処理施設事業特別会計予算
日程第40	議案第42号	平成26年度飛驒市下水道汚泥処理事業特別会計予算
日程第41	議案第43号	平成26年度飛驒市駐車場事業特別会計予算
日程第42	議案第44号	平成26年度飛驒市情報施設特別会計予算
日程第43	議案第45号	平成26年度飛驒市給食費特別会計予算
日程第44	議案第46号	平成26年度飛驒市水道事業会計予算
日程第45	議案第47号	平成26年度飛驒市国民健康保険病院事業会計予算
日程第46		一般質問

○出席議員(16名)

1番	前中	川嶋	文国	博則
2番	田	嶋	清和	安彦
3番	洞	中口	勝和	憲正
4番	野	村	勝和	彦
5番	後	藤田	武明	彦
6番	福	沼海	良真	郎次
7番	菅	下原	邦幸	子男
8番	内	木谷	寛博	徳文
9番	森	下田	寛恵	一子
10番	高	山		
11番	天	池		
13番	葛	籠		
14番	山			
15番	池			
16番	籠			
17番				

○欠席議員(1名)

12番	谷口	充希	子
-----	----	----	---

○説明のため出席した者の職氏名

市長	井白	上川	久修	則平
副市長	山本	川本	修幸	一博
教育長	福谷	田口	幸富	之文
代表監査委員	谷小	倉上	孝雅	文廣
会計管理者	水石	上腰	雅	豊行
総務部長	柏木	木	雅	行
財政課長	(副	市長	兼	務)
教育委員会事務局長	谷	澤	敦	子
企画商工観光部長	藤	井	義	昌
環境水道部長	川	瀬	智	彦
市民福祉部長	沢	之上	向	光
農林部長	川	上	清	秋
基盤整備部長				
消防長				
病院管理室長				

○職務のため出席した事務局員

議会事務局長	野	村	重	昭
書記	竹	原	美	香

平成26年第1回飛騨市議会定例会 一般質問・質疑発言者一覧表

No.	質問者	質問事項	備考
1	池田 寛一 (新生飛政会)	1. 新年度予算にかけた思いは 2. 除雪体制について 3. 農業への取り組みについて 4. 空き家情報のデータベース化について	5日 午前
2	高原 邦子 (新生飛政会)	1. 飛騨市民の健康管理について 2. 予算とその不執行への責任は	〃
3	前川 文博 (新生飛政会)	1. 産業廃棄物処理施設の設置について 2. 先端科学学園都市構想について	5日 午後
4	洞口 和彦 (新生飛政会)	1. ふるさと福祉村について 2. 障がい者と健常者との交流について	〃
5	福田 武彦 (ひだ市政クラブ)	1. 市民が持つ力の活用について 2. 消費税増税への対応について	〃
6	森下 真次 (ひだ市政クラブ)	1. 市民と行政の協働によるまちづくり 2. 北陸新幹線開業に向けて 3. 育英基金の活用	6日 午前
7	天木 幸男 (ひだ市政クラブ)	1. 経済活性化のために元気なまちの仕掛けについて 2. 飛騨市合併十周年の残された課題は 3. 飛騨市都市計画マスタープランの策定について	〃
8	谷口 充希子 (ひだ市政クラブ)	1. 学校給食について 2. 空き家、空き店舗について 3. 学力向上について 4. 起し太鼓会館について	6日 午後
9	中嶋 国則 (ひだ市政クラブ)	1. 農業振興について 2. 森林・環境税の活用による総合的な地域振興について	〃
10	籠山 恵美子	1. 行政が市民を使い捨てしないように、雇用規定の見直しを 2. 市長は市民を代表して、数河産廃処理場計画の白紙撤回に尽力せよ	〃
11	山下 博文	1. シルバー時代の生きがいと健康増進対策 2. 飛騨市職員の定年と再任用制度について 3. 坂巻公園テニス場跡地の活用について	7日 午前
12	野村 勝憲	1. 産業振興について 2. 観光誘客について	〃

※時間の関係で場合によっては、午前と午後の質問となる議員がいます。

( 開議 午前10時00分 )

◆開議

◎議長 (内海良郎)

本日の欠席議員は、12番、谷口充希子君であります。それでは、ただいまから本日の会議を開きます。本日の議事日程および質疑・一般質問の発言予定者は、お手元に配付のとおりであります。

◆日程第1 会議録署名議員の指名

◎議長 (内海良郎)

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。本日の会議録署名議員は、会議規則第81条の規定により5番、野村勝憲君、6番、後藤和正君を指名いたします。

◆日程第2 議案第4号 平成25年度飛騨市一般会計補正予算 (補正第4号)  
から

日程第45 議案第47号 平成26年度飛騨市国民健康保険事業会計予算

日程第46 一般質問

◎議長 (内海良郎)

日程第2、議案第4号、平成25年度飛騨市一般会計補正予算、補正第4号についてから、日程第45、議案第47号、平成26年度飛騨市国民健康保険病院事業会計予算までの44案件を一括して議題といたします。44案件の質疑と併せて、これより日程第46、一般質問を行います。

それでは、これより通告順に発言を許可いたします。最初に16番、池田寛一君。なお、質問中、説明資料の使用願が出ておりますので、これを許可いたします。

[16番 池田寛一 登壇]

○16番 (池田寛一)

おはようございます。お許しをいただきましたので、本日のトップバッターですが、よろしく願いをしたいと思っております。

今朝ほどの新聞に、岩本君の姿が掲載されておりました。数日前にも大きく載っておりましたが、何といても県内では初の出場ということで、素晴らしいことだと思っております。地元では12日のその競技の日に、パブリックを企画してあるそうでございます。議会では、その日は予算委員会になっておりますので残念ですが、議運のほうで調整できればありがたいなと思っておりますけど、いかがでしょうか。今日は、岩本君の頑張りに負けないような答弁を期待したいと思っております。

それでは、はじめに市長にお伺いしたいと思っておりますが、「新年度予算にかけた思いは」ということで質問をいたします。

合併10年という大きな節目を越えて、新しい年度がスタートいたしました。年度の始まりといえは4月でございますけれども、予算を編成し、審議をする段階で、行政も議会も既に新年度がスタートしたと、そういった思いは同じではないかと考えています。

中日新聞では、1月29日から31日の3回にわたって「10年の峠道 合併の飛騨市を問う」というタイトルで、さまざまな角度から市の現状を踏まえた記事が連載されました。考えさせられることが多い内容でございました。

合併特例による財政支援が終了するなど、今後厳しい現実を踏まえた市政運営が予測されますが、10年の教訓を生かし、市民の幸せのために常に前向きに取り組んでいきたいと願っています。

飛騨市には人口減少や空き家の増加等難しい課題はありますが、いくつかの明るい話題もあります。レールマウンテンバイクの利用者は大幅に増加をし、地域に活気をもたらしたことなどが評価され、JTB交流文化賞の最優秀賞や総務大臣表彰を受賞。また、宇宙研究施設などを見学するジオスペースアドベンチャー（GSA）が、全国の地方新聞社と共同通信社が設けた地域再生大賞で優秀賞に選ばれるなど、地域の資源を生かした取り組みに大きな評価をいただいたものであり、明るい希望の持てる話題となりました。

また、現在、大型低重力波望遠鏡「かぐら」が、2017年からの本格観測に向けて建設中であります。2002年のニュートリノ観測による小柴先生のノーベル物理学賞受賞に続き、この研究もノーベル賞級と言われております。飛騨市の中で行われている先端科学を世界が注目しているのです。

また、天生県立自然公園をはじめとする三湿原回廊、祭り文化や板蔵と棚田の原風景、山中和紙や山野草等、数々の財産が飛騨市の中にはあります。これまで以上に地域資源を活用した取り組みが大切ではないでしょうか。他の自治体にはない「最先端科学の町」と「自然」を組み合わせ、さまざまな産業が発展する飛騨市を目指していただきたいと思えます。平成26年度当初予算にかけた市長の思いを伺います。

◎議長（内海良郎）

答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ声あり。） ※以下、この「議長」と呼ぶ声の表記は省略する。

◎議長（内海良郎）

市長、井上久則君。 ※以下、この議長の発言者指名の表記は省略する。

〔市長 井上久則 登壇〕

△市長（井上久則）

皆さん、おはようございます。本日から3日間にわたりまして、12名の議員の皆様的一般質問にそれぞれお答えをさせていただきますので、よろしく願いをいたします。

はじめに、池田議員の一つ目「新年度予算にかけた思い」ということでございます。このことにつきましては、初日の提案説明の際に説明をいたしましたので、別の視点か

らお答えをさせていただきたいというふうに思います。

昨年末の定例会において、合併から10年、土台の上に建てるものについて、現状と課題を説明いたしました。新年度の予算につきましては、その答えを盛り込めたと感じているところでございます。

最初に、「地域を豊かにする産業戦略の推進」として、飛騨市の新たな成長を切り開く産業戦略を掲げました。個別の説明は、他の議員から質問を受けておりますので省略いたしますが、方向性を示したと感じております。

二つ目は、「誰もが「あんき」な住みよい飛騨市づくり」として、事業を計画いたしました。教育の分野ではスーパー少人数教育など、さらなる充実を目指しております。少子化問題では、出会いサポートセンターや結婚支援ポータルサイトの充実、雇用問題でも、雇用のミスマッチを防ぐ対策を講じております。福祉の分野では、日中一時支援事業のための設備改修を行います。保健の分野では、予防接種など個別の対策事業から予防活動に移ってきました。特に、トレーニング施設整備の計画立案は、27年度以降の重要な施策になると思っております。環境の問題でも、リサイクルセンターの建設にいよいよ着手をいたし、市が対応する一般廃棄物の処理がこれで終了いたします。

最後に、「安定した行財政運営に向けて」として、財政基盤の長期安定化を図ります。ここ数年、大型建設事業が続きましたが、それにもかかわらず安定した財政運営を行ってきました。また、平成31年度以降の経常経費をどれだけでも減らす手立てを講じてきた結果、起債発行残高も減少に転じてまいりました。

指定管理施設につきましては、正念場の調査に移ります。いよいよ施設の更新時期が迫ってきましたので、再整備できるかどうか決まる年度になったと思っております。

26年度には、第二次総合計画の後期実施計画の策定をいたします。市民の声を聴きながら、次の10年を始めたいと思っております。

いずれにいたしましても、先ほど池田議員からもありましたように、交付税の加算分がなくなる初年度でもございますし、前期の二次総合計画の最終年度でございます。27年以降のこの厳しい財政状況を踏まえながら、方向性を間違わないようしっかりと計画を今年立てる。そして、今まで種をまいたものをしっかりと芽吹かせる。こういった、26年は大切な年になるかというふうに思っておりますので、しっかりと取り組んでまいりたいというふうに思っております。

〔市長 井上久則 着席〕

○16番（池田寛一）

ありがとうございました。土台の上に建てる予算を計上したということではございます。

先般、長期財政見通しを全員協議会の中で示していただきました。これまで平成30年を境に、収支のバランスがマイナスになっていくというようなことでしたが、これが1年早まったような見通しになっております。このことについて、人口減少あるいは税

収減、いろいろ。それから高齢化社会、いろいろあるわけですが、一番大きな要因として捉えておられるものは何か。そのことについて、さらに強化していくような施策があれば伺いたいと思います。

◎議長（内海良郎）

答弁を求めます。

□副市長（白川修平）

お答えをいたします。

前回の全員協議会でも申し上げましたが、今回1年間、赤字の年度が早まったことにつきましては、自立支援法を中心とした社会保障費の伸びが、当初よりも増えてきつつあるということがございます。現在、政府のほうでは、税と社会保障費の一体改革の改正が進められているところがございます。今後、こうした社会保障費の伸びがどこまで増えていくのかということにつきましては、注視をしながら検討をしなければいけないということがございます。

先ほど市長が答弁でも申し上げましたように、平成31年度以降、義務的経費、経常的経費をどれだけでも圧縮をいたしまして、政策経費に回せるような法等を講じる必要がございますので、今後、行政改革も含めまして、経常的経費の削減につきましては進めてまいりたいというふうに思います。

○16番（池田寛一）

なかなか厳しい現状はありますが、鋭意取り組んでいただきたいと思います。

一つ、通告はしていないのであれですが、わかればお願いしたいと思いますが、事業社数が合併当時と見ると、かなり減少してきております。事業所の数です。こういったものが法人市民税、そういったものに跳ね返ってくるわけですが、この減少していった要因、これは廃業によるものなのか、他へ移転したことによって事業所が減少していったものなのか。この辺がわかったら伺いたいと思いますが、いかがですか。

◎議長（内海良郎）

答弁を求めます。

□副市長（白川修平）

精査をしているわけではございませんので感覚的な感じで申し上げますが、事業所の場合には商店のように小売業の方と、それから製造の方というふうにあるというふうに思っております。いずれにいたしましても、最近の大規模化の傾向の中で事業所数の減少につきましては、全国的な傾向で続いているというふうに思っております。前回は申し上げましたが、商業の販売額も減少いたしておりません。また、工業の生産額につきましては増えている中で、実際の傾向としましては、それぞれの事業所の扱う範囲といえますか、規模が大きくなって、その分が事業所数の減少につながっているというふうに理解をいたしております。

○16番（池田寛一）

ありがとうございました。なかなか企業誘致ということが難しい現状があります。地域にある自然を生かしたような、そういったものを取り入れたような施策も、ぜひご検討をしていただければと思います。

それでは、続いての質問に移らせていただきますが、基盤整備部長に1点お伺いいたします。「除雪体制について」でございます。

去る2月14日から16日にかけて東日本を中心に襲った記録的な大雪は、除雪作業が追いつかず高速道路や国道が通行止めとなり、1,000台以上の車が長時間にわたって立ち往生するという事態になりました。また、死者は25人に達し、さらに山梨県や東京都の一部地域では、孤立集落が発生するなどの大惨事となりました。この記録的な大雪で、除雪車や作業員を多数派遣した新潟県や同県内の自治体に対し、山梨県などの住民から感謝の電話やメールが多数寄せられていると聞いております。緊急時の応援体制の重要性も改めて感じたところでもあります。

今回、除雪車の更新に伴う予算が計上されております。計画的に更新が行われており、豪雪地域での市民生活に影響を与えないよう、施策が講じられていることに感謝を申し上げたいと思います。

近年、建設機械の進歩と多様性、また公共事業の減少等により、業者が除雪だけのために機械を保有することが難しくなるとして、飛騨市では、数年前から除雪作業の稼働時間が少ない場合に助成をする制度が設けられております。現在もこの制度は有効に活用されているか。また、この制度で民間の事業者は、除雪機械を維持していくことが可能なのか。可能でなければ、どのような対応を考えているか伺います。

今冬の飛騨地域における降雪は例年より少ないと思いますが、毎年のように異常気象が起こり得る今日です。豪雪に見舞われたときの市民生活を守るためには、道路除雪は最大の要であります。総合的な除雪対策についての市の考えを伺います。

◎議長（内海良郎）

答弁を求めます。

〔基盤整備部長 川瀬智彦 登壇〕

□基盤整備部長（川瀬智彦）

おはようございます。それでは、2点目の除雪体制についてお答えします。

今シーズンの雪は、全国的には大雪となった地域もあり、特に関東では首都圏の交通がまひする事態や、除雪体制の不足から長期にわたる孤立化などの被害が発生しました。幸い、飛騨市においては大雪というほどの降雪はなく、市民生活に大きな影響は出ていないものと把握しております。

飛騨市の除雪体制は、神岡町の一部路線で臨時雇用職員による直営除雪を行っておりますが、ほとんどが土木事業者への委託により実施しております。近年、除雪に使用する機械は土木事業に利用することがなく、除雪出動が少ない場合には、事業者が購入し

た機械の減価償却費にも満たないとの意見が出されておりました。このため、平成19年度より、降雪量が少ない場合の事業者の負担軽減を目的に助成を行うこととしました。この助成は、出動回数に関係なく契約基本額として、その機械を維持していくのに必要な、最低限の減価償却費に相当する経費を担保する制度であります。

昨年度の実績では、85台の除雪機械が稼働しましたが、71台については、本来なら出動回数が少なく経費を担保されないところ、この助成制度により機械の維持ができていると考えられるため、この制度が有効に活用されているものと認識しております。

また、制度導入後には、除雪事業者から機械維持費の負担に関する意見や苦情は届いておらず、この制度により除雪体制を維持できるものと考えております。

今後の除雪体制につきましては、委託先となる除雪事業者の確保、市が保有し貸与する機械の確保、除雪路線の見直しや再配分などが課題と考えております。特に除雪事業者の確保は最重要課題であり、土木事業者の減少は除雪体制が維持できなくなることに直結します。

市としましては、市発注工事のみならず、国や県発注工事等の事業量確保に対して多方面へ働きかけを行うなど、土木事業者確保に努め、市が保有する機械の台数を増やすことはかなり難しい状況にあるため、計画的に更新し、現在の除雪体制を維持していきたいと考えております。

また、除雪路線の追加に対する各地区からの要望をいただいておりますが、担当業者や機械の確保の問題から、容易に増やせないのが現状であります。除雪路線の見直しや、機械の受け持つ路線の再配分を適時行うことで、負担を増やさずに現在の除雪体制を維持できるよう、今後も務めてまいりたいと考えております。

〔基盤整備部長 川瀬智彦 着席〕

○16番（池田寛一）

ありがとうございました。仮に、市内の除雪を市が所有する機械でやろうとしたら大変なことだと思います。そういった意味で、業者さんに委託しているおかげで、この除雪が成り立っていくんだろうと思いますが、除雪に関する予算については、しっかりと対応していただきたいと思います。

近年、この除雪に関しては補正で対応することが何年かあったと思います。今回も補正予算が組まれているわけですが、新しい平成26年度の新年度予算については、これまでの当初予算に比べて、補正を組まなくても、ここ近年の降雪の状態ですといけるのかなというような予算規模ではないかと思うのですが、その辺りについてはいかがでしょうか。

◎議長（内海良郎）

答弁を求めます。

□基盤整備部長（川瀬智彦）

お答えします。例年予算に関しましては、必要最小限の予算を計上させていただきま

して対応しておりますけれども、この除雪に関しましては、年ごとに降雪量とか状況がかなり違ってまいります。近年でいきますと、今年度のように雪の少ないような状況もございます。そういうことも含めまして、できる限り負担を増やさないような形で予算もお願いしたいと思っておりますし、やむを得ない場合には、予備費とか予算の中の流用ということでやっていきたいと考えております。それでもどうしても、やはり年ごとをお願いしなければいけないときに補正をお願いするというような状況で、現在は考えている次第でございます。

○16番（池田寛一）

ありがとうございました。今回の補正では5,000万円を追加して2億5,000万ということになるのですが、新年度予算では当初から2億4,000万円を組んであるということで、少し安心感があると思っております。

今年もこういう声を聞いておりますが、この除雪費が厳しくなったときに補正を組む前の段階で「除雪に出たいんだけど、ちょっとストップがかかった」というようなことを聞いております。補正を組むような時期になりますと、どうしても水分を多く含んだような雪質になって、量は少ないのですが非常に走りにくい状況がここ、今年は特にあったような気がします。やはり、こういった新年度予算のようなこれくらいの規模は組んでいただいて、今後とも継続をしていただいて、除雪については余裕を持った予算編成を心がけていっていただきたいと、そのように思います。

それでは、3番目の質問に移りたいと思っております。「農業への取り組みについて」ということで、農林部長にお伺いいたします。

2月25日まで開かれたTPP閣僚会合は、日本と米国が関税撤廃の協議で折り合えず、大筋による合意を断念いたしました。安倍首相は、去年の参院選で自民党が掲げた「守るべきものは守る」との公約に言及し、「国民との約束を違えてはいけません。これは政治の基本だ」と明言いたしました。その上で、衆参両院農林水産委員会が米など重要5分野の保護を求めた決議に触れて、「決議をしっかりと受け止め、国益を守るための交渉を続ける決意だ」と述べられております。

今後、このTPP問題、どのように展開していくのかは、時間的にも内容的にも不透明であります。いずれにしましても飛騨市の農業者の立場に立って、安定した経営、農産物のさらなるブランド化、新しい作物への挑戦、そしてまた人材の育成など、これまで以上に重要となってまいります。

農業支援センターが立ち上がって1年、常に現場に出向き農業者の総合的な相談や支援にあたられてきたことと考えておりますが、どのような課題があり、どのように対応されているのか。

また、これまで第3品目の開発を目指して、農業研究所や農協と連携し取り組んできた成果はどうであったか。

新年度は新規就農者への補助、小規模な基盤整備に対する補助、農地の団地化への推

進等が盛り込まれておりますが、現時点での具体的なめどと将来計画はどのようになっているか伺いたいと思います。

◎議長（内海良郎）

答弁を求めます。

□副市長（白川修平）

ただいまの農業の取り組みについての答弁の前に、先ほどの池田議員のご質問の中で、私のほうで除雪基準に達しているのに除雪に出ていない事案がみられる、ということのお話をされましたけれども、市ではそうした指導はいたしていません。基準の積雪量に達した場合に、予算がないから除雪を待てというような指示をしたことはございませんので、もし具体的な事案としまして、そうした事案があるようでしたら教えていただければ、適切に指導をさせていただきたいというふうに思います。

◎議長（内海良郎）

続いて答弁を求めます。

〔農林部長 藤井義昌 登壇〕

□農林部長（藤井義昌）

おはようございます。それでは、3点目の農業への取り組みについてお答えいたします。

農業支援センターでは、現場での聞き取りやトマト、ホウレンソウ、露地野菜など各部会での会議を通じ、それぞれの課題把握に努めてまいりました。

トマト、ホウレンソウの栽培は転作水田を活用したものが一般的でございまして、排水不良による湿害を受けやすく、品質、生産性の向上が困難な状況にございます。特に、トマトでは、近年土壌病害の発生が顕著でございまして、生産物の品質低下、農家のモチベーションの低下が深刻な問題となっております。

そこで、新年度においては、部会など組織的に実施される土壌改良に資する機械設備の購入に対する補助を行いたいと考えております。

また、ホウレンソウにつきましては、「飛騨ほうれんそう」産地基盤維持、拡大に向けた検討会が生産者、JA、農林事務所、三市で組織され検討を重ねております。特に、高原地区におきましては、調整作業を行うパート従業員の確保が切実な問題となっており、共同集荷場について検討会を立ち上げ、検討を始めたところです。共同集荷を行うことで、刈取りだけを行い、パート従業員の管理、包装機等の更新の心配がなくなり、規模拡大ができるというメリットはあるものの、出荷経費については課題がございまして、先進地の調査などを行いながら総合的に検討をする予定でございます。

アスパラにつきましては、今年度の出荷量、出荷額共に昨年度の4倍の実績でございまして、26年度は今年度の2倍を目標に、産地化に向けて県の補助事業を活用しながら必要な機械等の導入経費の一部を補助する予定でございます。

次に、第3品目については、平成24年度から中山間農業研究所との共同研究を実施

しておりますが、平成26年度が最終年度の予定でございます。

平成26年度は、アスパラでは、肥料のやりすぎによる病害が出ている農家があるため、施肥量と収量の研究。ナスの袋栽培では、施肥量の確立ができていないため、施肥試験を継続。ブロッコリーは、この地に適した品種の確立に向け継続して試験を実施。グリーンピースの袋栽培は、肥料は決まってきたもののコスト試算をして、グリーンピースの後作のモロコインゲンの組み合わせで袋栽培で収支が取れるのか研究を継続する予定でございます。

研究成果につきましては、成果発表会等を通じまして、蔬菜出荷組合の露地部会を中心に普及をさせていただきます。

次に、新年度の補助事業でございますが、新規就農者応援事業では、毎年5名の新規就農者の確保を目標に、青年就農給付金、後継者就農給付金、新規就農者施設整備補助金等を活用しながら、将来の担い手の育成に努めてまいります。

また、小規模基盤整備事業は、農作業の高効率化や農村環境保全のため、畦畔除去による区画拡大など簡易な圃場整備を進めるため、3反未満の農地の区画拡大については7割補助、3反以上の農地の区画拡大については9割補助に拡充をいたしまして、どれだけでも圃場を大きくして、生産性の向上と効率化を図りたいと考えております。

また、農地の団地化につきましては、トマトの研修施設を計画しており、場所は古川町信包字上野および黒内字上野地内の農地約11.5ヘクタールの新規就農者用トマト団地と位置づけまして、農地の提供者には団地集積協力金を交付しながら団地化を図り、平成27年度より年間3人の研修生を受け入れていきたいと考えております。

いずれにいたしましても、産業としての農業の確立を目指しまして、もうかる農業の推進に努めてまいります。

〔農林部長 藤井義昌 着席〕

○16番（池田寛一）

漏れなく答弁をいただいたと思います。1つですが、2月14日に農業試験研究成果検討会ですか、総合庁舎で行われました。飛騨市のほうからも職員の方が行っておられたと思います。私は特に感じましたのは、研究所での地道な研究、このことがやはり農家の作物の品質の向上や、生産の安定性、こういったものに必ず直結するなと思って感動をして帰ってまいりましたが、これからもこの研究所との連携を深めて、取り組んでいっていただきたいと思います。

現在、飛騨市との共同でやられている研究、やられているわけですが、今後さらにこういったものを深めていく、そういった考えはおありでしょうか。

◎議長（内海良郎）

答弁を求めます。

□農林部長（藤井義昌）

先ほども説明いたしましたように、一応3年間とは区切っておりますけれども、研究

所につきましてはお邪魔をしまして、所長さんのほうからお話を聞きながら、やはりトマト、ハウレンソウにつきましては大きな多収を求めているんだと、県も。ということなどもありまして、そういうことをお聞きしながら飛騨市についてもトマト、ハウレンソウを中心に、飛騨野菜全般が伸びていくような研究をさせていただきたいと思っております。

○16番（池田寛一）

こんなに近い所に県のすばらしい、そういった施設があるわけですので、ぜひ有効に活用と言っては言い方が変ですけども、連携して取り組んで今後ともお願いをしたいと思えます。

それから、先ほど副市長のほうから答弁をいただきました。このことにつきましては、私が耳にしている範囲ですので、執行部のほうでも各振興事務所のほうの状況も、ちょっと聞き取りをしていただきたいなと思えます。

それでは、最後の質問に移らせていただきます。空き家情報のデータベース化について、企画商工観光部長に伺います。

今回、空き家対策についての関連予算が計上され、ようやく重い腰を上げていただいたという感があります。空き家情報をデータベース化するということではありますが、そのデータを基にどのような事業展開へとつなげていくのか、そのビジョンについて伺いたいと思えます。

◎議長（内海良郎）

答弁を求めます。

〔企画商工観光部長 柏木雅行 登壇〕

□企画商工観光部長（柏木雅行）

おはようございます。それでは、4点目の空き家情報のデータベース化についてお答えいたします。

最初に、前回の議会でもお答えしたように、空き家バンクの運用については、宅建協会等との意見交換の中でも非常に厳しいご意見を頂いております。議会でも同様の会合が持たれたと聞き及んでおり、ようやく同じ認識での議論ができるものと喜んでおります。

そこで、今後進めなければならない方向としましては、指摘をいただきました課題を一つ一つ克服することであり、そのため民間事業者との意見交換を引き続き進めている段階でございます。特定の者が事業を遅滞させているのではありませんので、ご理解願います。

なお、質問にございました空き家情報のデータベースについてですが、来年度に行政のホームページの中に、情報をカテゴリー別に表示したり、検索、並び替えをできるサイトの構築を目指すこととしており、手始めとして、企業紹介サイトで企業情報、所在地や従業員規模、資本金等のテキスト情報、会社の外観や製品、従業員の笑顔などの画

像情報、所在地を表す地図の情報などを検索、並び替えできるサイトを構築する計画です。

今後、空き家情報を提供できるように仕組みを整えば、このサイトを利用することで移住対策の制度等と併せて情報提供ができることとなりますので、そのホームページの機能構築に係る予算を計上しているものでありますのでお願いいたします。

〔企画商工観光部長 柏木雅行 着席〕

○16番（池田寛一）

聞き漏らしたかもしれませんが、確認ですけど、このホームページに情報を載せるということについてですが、企業を中心にやられているということで、今後空き家のこともというような表現だったように聞こえますが、そういうことですか。

◎議長（内海良郎）

答弁を求めます。

□企画商工観光部長（柏木雅行）

現在の市のホームページにつきましては、検索サイト機能しかございません。観光サイトのようなグルメや観光スポット、またイベント情報等をカテゴリ別に表示したり、またそれを検索、並び替えする機能がございません。そのため、観光サイトのような機能ということで、市の企業サイトをそのカテゴリ、製造業別とか小売業、サービス業別のカテゴリ、またそれに伴いましてアイウエオ順に検索できたり、また飛騨市内の地域別に検索できたり、そういう機能を持ったサイトを今整備する予定でございます。それで、企業サイト情報を基に、空き家情報につきましても、それによったサイトにしたいという計画でございます。

○16番（池田寛一）

そうしますと、空き家の情報をホームページに載せる場合、こういった情報を盛り込んだものが閲覧できるということになりますか。

◎議長（内海良郎）

答弁を求めます。

□企画商工観光部長（柏木雅行）

こういった情報というようなことでございますが、今の空き家対策を進める上でさまざまな課題があると認識しております。その中で宅建業界とか空き家対策に取り組んでいる事業者と相談しまして、そのような、そのサイトに載せることも検討しなければならないと思っております。

ただ、考えられるのは、ジャンル別ですね。例えば、町中に居住するタイプとか郊外エリア、田舎暮らしとか古民家のジャンル別の空き家情報。また、関連制度の市でやっております移住促進住宅改修補助金とか、ウェルカムU・Iターンの補助事業等の紹介情報。また、空き家の物件の概要、外観写真とか間取りの図面とか。そういうものがジャンル別に載せられるようなことができると考えております。

○16番（池田寛一）

その載せることはできると思うのですが、情報を収集して載せるまでが大変ご苦労が  
あろうかと思えますけど、ぜひ早期に取り組んでほしいと思います。

先ほど、宅建協会の方々の意見で厳しいというお話をされました。産業常任委員会でも先般、2月の21日でした。古川町の商工会等の意見交換会が行われまして、部長も出席をされておりましたが、その会議でも宅建協会の関連の方からこんな意見がありました。「空き家対策には協力したい」と。「行政も議会も、いかに本気度を出すかだ」と。そういうことを言うておられました。ぜひ議会でも、できれば年度内のうちに政策提言をしたいということで取り組んでまいりましたが、なかなかそこまで至りませんでした。平成26年度に向けても廃屋対策と併せて、議会としても両建てで研究をし、政策提言に向けて努力をしてまいりたいと思いますので、ぜひ市のほうもそのように前向きに取り組んでほしいと、そのように思います。

今日は、合併11年目の新年度予算に絡んだ質問をさせていただきました。今議会の初日に、数河地区に計画されております産業廃棄物処理施設の設置に反対する決議を、賛成多数で可決をしていただきました。法律の範囲内とはいえ、地元の大多数の住民が反対の意思表示をしているにもかかわらず、事業計画書が県へ提出されたことは誠に残念であります。

現在、飛騨市クリーンセンターから排出される焼却灰は群馬県の草津へ。それから富山環境整備でも受け取っていただいております。それから、みずほクリーンセンターでの汚泥を処理した焼却灰は中部リサイクル（株）へ、河合町にあるリサイクルセンターから出るガラスや陶器類とか、再生できないようなものは、埋め立てゴミとして神岡町の松ヶ瀬最終処分場で処理をされております。

そういった市内から出される再利用ができない廃棄物の処理について、同じ問題を抱えている近隣飛騨圏域の自治体と連携を深めて、そして整備をとという内容の提案をさせていただいたものでありまして、事業所から排出される産業廃棄物というようなものは、一切対象にしていないということを申し上げておきたいと思えます。といいますのは、飛騨市でも今回の予算に農業関係の予算も多く計上されておりました。そういったことで、こういったことにも影響の出ないような、こうした問題が影響出ないような、そういうふうにしていただきたいと思います。

飛騨市の立場としては、県の条例に基づいてのオブザーバー的な関与に限られるというようなことでありますが、地域住民の切なる願い、議員発議によるこの反対決議を重く受け止めていただいて、この計画が進んでいかないようなことを願ってやみません。

そういうことで、新年度予算がうまく活用されて、飛騨市の発展につながることを願いながら、私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

〔16番 池田寛一 着席〕

◆休憩

◎議長（内海良郎）

ここで暫時休憩といたします。

（ 休憩 午前10時49分 再開 午前10時49分 ）

◆再開

◎議長（内海良郎）

休憩を解き、会議を再開いたします。それでは、次に11番、高原邦子君。

〔11番 高原邦子 登壇〕

○11番（高原邦子）

議長より発言のお許しを得ましたので、質問をさせていただきます。

3月議会は、26年度の当初予算を審議する議会でもあります。今回、二つの部署を例えに挙げ、予算計上ということについて考えを深めたいと思います。はじめに、飛騨市民の健康管理についてを伺います。

今回、25年度の最後の補正予算が提案され、その中で予防費と生活習慣病対策費が減額補正されています。新年度予算では、減額はされているもののそれほどではなく計上されております。予防接種の意義を飛騨市はどのように考えていらっしゃるのでしょうか。集団接種から個別接種に変遷してきている現状からの克服すべき問題点も含めての考えを伺います。

飛騨市は、予防接種に助成もしております。例えば、去年は風疹についても開始をしました。しかし、予防接種率が低いのが現実です。そのことに対しての思いは、どのようなもののでしょうか。助成事業を勧めたのなら、その事業は成功といえるところまで達成するのが本来の姿ではないのでしょうか。助成事業の考え方と、結果への考えを伺います。

そして、この減額補正の主な要因は何であったのでしょうか。子宮頸がんワクチンについては、厚労省も推奨を控えるよう通達をしていますので、その点は除いて、任意接種は任意であり、努力義務が課せられていないから、市民任せにしてよいとお考えなのではないでしょうか。分析はどのようにされたのでしょうか。

次に、予算計上をする際には、その対象総数を把握し、予算人数を決めて計上していると思いますが、市民全員を把握できるような予防接種管理台帳なるものはあるのでしょうか。管理はどのようにしておられますか。私は、母子手帳的な、またお薬手帳のようなものを導入してみたらどうかと思います。いかがでしょうか。

市民の健康をつかさどる部です。市民の健康状況を把握するためにも、ほかの健康保険組合との連携をしてほしいものですが、どのように考えておられますか。

市民の健康に対して、責任ある市政とはどのようなものであると考えていらっしゃる

のかをお伺いいたします。

◎議長（内海良郎）

答弁を求めます。

〔市民福祉部長 谷澤敦子 登壇〕

□市民福祉部長（谷澤敦子）

皆様、おはようございます。

それでは、高原議員からのご質問、飛騨市民の健康管理について5点についてご質問をいただきましたので、まず1点目、予防接種の意義をどのように考えているのかについてお答えいたします。

予防接種は、感染症が流行することを防ぐ社会防衛だけでなく、予防接種を受けた個人が感染症に罹患することを防ぐ個人防衛という重要な役割も担っています。これまでに、予防接種は感染症の根絶、流行防止に大きな成果を上げてきましたが、近年の生活環境の改善や衛生水準の向上、医療技術の進歩等社会状況の変化を踏まえ、平成6年に予防接種法が大幅に改正され、10月より新予防接種法が施行されました。その後も公衆衛生の見地から、予防接種の実施その他必要な措置を講じながら随時改正されてきています。

法の中で、予防接種は強制的な義務接種ではなく、努力義務であることが法文上も明記され、市町村はこの予防接種法に基づいて実施主体として予防接種を行っています。従前は、市町村で日時やワクチンのスケジュールを決め、保健センター等で集団接種が行われてきました。集団接種では、接種率が高く地域の集団防衛には適していましたが、新予防接種法では予診、問診に関する重要性を強調し、十分な予診、問診が行えるよう個別接種を推進するとこととなりました。子供の体調変化や親との信頼関係などきめ細やかな対応は、かかりつけ医での接種がより適しており、あらかじめ相談を受け、不安が少ない中で予防接種が実施していけることから、かかりつけ医での個別接種が推進されています。

飛騨市でも飛騨市医師会のご協力により、平成24年秋にポリオワクチンの個別接種が開始となり、全てのワクチンにおいてより安心して安全な個別接種が可能となりました。

今後も安全でかつ有効な予防接種を実施するため、予防接種の効果や意義、予防接種を受けるときの注意などの正確で分かりやすい情報を提供し、予防接種に関する知識の普及を図るとともに、接種医等予防接種従事者の方々に適切な接種についてお願いをしていきたいと考えております。

続きまして、2点目、市の助成対象の予防接種率が低いですが、それに対しての思いはいかにか。助成事業の考え方と結果への整合性はあるのかについてお答えいたします。

はじめに、予防接種の種類について述べさせていただきます。

予防接種には、予防接種法で定められ市長が実施する義務を負う「定期予防接種」と、予防接種法に定めのない予防接種で、法律に基づかず市長が実施義務を負わない「任意

予防接種」の2種類があります。それぞれさまざまな違いがありますが、接種における勧奨方法についても違いがあり、定期予防接種につきましては、ホームページや広報誌のみならず個別通知など積極的な勧奨が求められています。

しかしながら、任意予防接種につきましては、予防接種ガイドラインに、「任意接種は、被接種者及び接種医との相談によって判断し行われる仕組みになっており、行政が勧奨しているものではない」と示されており、行政が積極的に勧奨するものではなく、接種を希望される方が接種医と相談の上、個人の判断で接種が行われております。

飛騨市では、この任意予防接種について、平成22年度より助成事業を実施しております。予防接種法の改正もあり、現在は小児、妊婦を対象とした季節性インフルエンザ、および小児を対象としたおたふくかぜ、水痘の3種類。成人を対象とした成人用肺炎球菌、風疹の2種類の任意予防接種に対し助成を実施しています。市が実施義務を負い、個別通知等積極的勧奨を行う定期予防接種に比べ、接種率は低くなってはおりますが、ホームページや広報誌、また12カ月児相談の際にも、保護者の方に予防接種の内容や助成制度について詳しく説明をし、また接種医の方々へも接種に対する相談指導をお願いしている中で、さまざまな情報を踏まえた上で任意予防接種を希望される方については、少なからず接種いただいているものと考えます。事業の目的でもあります接種費用の一部を助成することで、接種を希望される方に対し経済的負担の軽減を図り、接種しやすい環境を提供するということができていると考えております。

続きまして、3点目の減額補正の主な要因は何なのか、分析はどのようにしたのか、これまでの考え方でよいのか、についてお答えいたします。

がん検診等につきましては、年々、受診者が減少していることから、早期発見、早期予防が遅れ、重病化することも危惧しております。したがって、少しでも多くの方に検診いただきたく、受診者の増加を目指し予算化をしております。受診者の減少は、高齢化が原因の一つと考えられますが、今後順次分析を行い、受診者が増加となるよう努力したいと考えておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

また、任意の予防接種につきましては、流行により、接種を希望される方が多くなることも想定をしまして予算化しております。流行の度合いにより、また接種を希望されない方が多くなれば、予算執行されない額が多くなることをご理解いただきたいと思っております。

任意接種は、任意なので市民任せにしてよいのかとのご質問でございますが、先ほど申し上げましたように、行政が積極的に勧奨をするものではなく、個人の判断で行われるというものであることから、制度上やむを得ないと考えております。

続きまして、4点目の飛騨市民全員を把握できるような予防接種管理台帳なるものはあるのか、管理はどのようにしているのか、母子手帳的なものを大人にも導入してはどうか、についてお答えいたします。

予防接種管理台帳につきましては、昭和61年生まれの方から手書きの台帳で管理しております。また、合併時には、4町村の予防接種管理台帳の情報を健康管理システムにデータ入力を行い、現在は手書き台帳の記載も継続しながら、システムによる2重の確認を行う体制を取っております。

現在、台帳およびシステムにおいて管理している予防接種の内容につきましては、市の責任において行うことになっております定期予防接種および市が接種費用の一部助成を行っているインフルエンザ以外の任意予防接種でございます。インフルエンザにつきましては、手書き台帳のみの管理となっております。

なお、任意予防接種については、平成22年度の助成事業開始からの情報でございます。

市民の方が個人の責任において行っている、全ての予防接種の接種歴を把握することは困難であるとともに、「自らの健康は自らの手で守る」という視点に立ち、予防接種の記録につきましても市民の皆様方の責任で管理いただきたく、また、行政が接種歴を必要とする目的もないことから、市民全員を対象とした予防接種台帳および手帳の作成については、現在考えておりません。

最後に、保険組合との連携についてでございます。

保険者は、加入者の健診結果を把握していることから、他の健康保険組合と連携して市民の健康管理することについてのご提案がございましたが、飛騨市保健センターにおきまして、市民全ての健康状態の管理を行うことは、個人情報保護の観点からも困難でございます。

ただし、連携という観点では、「協会けんぽ」と飛騨市は、同じ検査機関であります久美愛厚生病院と契約していることから、健診会場につきましては、飛騨市国民健康保険特定健診の会場と同じ会場で行っておられ、身近な会場で健診が受けられることから、「協会けんぽ」の受診率アップにつながっていると考えています。結果として市民の健康管理につながっており、与えられた権限の中で、できる範囲のサービスを提供することで、これからも市民の健康管理に努めてまいりたいと考えております。

なお、年に1回、飛騨保健所主催で、地域職域連携推進協議会が開催され「協会けんぽ」等が参加されております。今のところは情報交換のみで、健康管理に関する協議の場までには至っておりません。

他の保険者において実施されております健診の結果を、健康づくりに役立てることができるよう、加入者の方々に指導していただくことを強く期待するものであります。

市民の健康づくりにつきましても、健康増進法に定められており、現在各種の健診、健康教育、健康相談、家庭訪問等さまざまな施策を実施しておりますが、大切なことは「健康は自分で守る」ことができる市民の方々が増えることだと考えています。そのため的手段として各種施策を活用していただき、行政は質の高いサービスが提供できるよう今後も努力していかねばならないと考えております。以上、よろしく願いいた

します。

〔市民福祉部長 谷澤敦子 着席〕

○11番（高原邦子）

ありがとうございました。

今のお話を聞いていると、要は定期予防接種は努力義務があるし、予防接種法等々にも書かれているからやっつけていかなければならないけれども、任意接種ですね、飛騨市が助成を出している5種類ですか、そういったものに関しては、健康は自分で守らなければいけないし、あくまでも個人の問題だから個人でやってくださいという答弁だったと思います。

確かに個人それぞれで、いろんな集団接種から個別接種に移ったのも、針の使いまわしとかいろんなことがあって、予防接種化というものが出てきて、問診とかいろいろしっかりとその人その人の体調によって注射はすべきだという考えに基づいて、なってきたと思うのです。それはわかるのです。でも、今のお話を聞いていると、手帳を作っていただけませんかという話でも、健康は自分で守るものだと言い切っておられますけれども、なぜ、そういったものが、手帳が欲しいかといえば、特にお年寄りなんかもそうなのですが、いつ、どんなお注射をしたか皆さん覚えていらっしゃいますか。そういったものが個人でもあれば、「もう、したんだな」とか、いろいろ振り返ることができるではないですか。個人で管理せよと言うのなら、私はこの任意接種の予防接種に助成するのは、まず、なぜ助成しているのですかということをお聞きしたいのですけど。

先ほど、市民の何人かの方々に、助成した分だけでも経済的に負担にならないようにということでもありますけれども、それならば、ちょっと質問します。この接種率が悪いわけなんですよ。この助成する、任意のほうですよ。これは、予算化してきているわけですよ。さっきも言いましたように、対象総数があって、それに対して予算化してきたものがあるわけですよ。その予算化してきたものも、例えば成人肺炎球菌なんかは14.1%。風疹、昨年6月からですけど、鳴り物入りで事業として出てきた風疹は17.3%。こういった数字は、個人のことから市は推奨もしないし、やっつけていかないと。そうしたら、何のために昨年6月にこういった助成をするようにしたのですか。

◎議長（内海良郎）

答弁を求めます。

□市民福祉部長（谷澤敦子）

はじめにご質問の、市民任せにしているかということは決して。考えていただくためにきちんと情報をお伝えして、その中で本当に打ちたいと思う方に打っていただくための環境を整えて、ということでございます。今ほど言われた経済的な支援ということも、その観点に立ってやっつけていることであります。そして、今の風疹につきましても、これは国、県の制度の中で行ってきたものでありまして、実際に流行の度合いに応じて接種希望者というのは変化されます。議員もご存じのように、飛騨圏域、この地域で風疹の

予防接種の流行がございました。その中では、接種をしようと思われる方が若干少なくなることは、やむを得ないというふうに考えております。ですので、接種率、数が低いからその事業に対して効果がなかったのか、ということではなく、情報をお伝えしながらその中で本当に打ちたい方についてきちんと支援していくということ。そして、この助成制度につきましては、予防接種法の中でも助成をすることについて、任意予防接種について助成することについては、できることとしてうたわれています。そういう決められた制度の中で、できるべきことを市として積極的にやっているということをご理解いただければと思います。

○11番（高原邦子）

そうしますと、飛騨市はこういった任意予防接種については、接種率ですね、予算から見たですよ。予算を提案しておきながら、予算をそれだけ取っているわけですよ。でも、結果、低くても関係ないと。あとは減額補正してもらえばいいことで、予算はこう取ってあるけれど、そのときそのときの流行で違ってくるのだから、これは絶対取っておきますよと。

私は、それならば、こういった予算は本当に最小限にすべきだと思います。そして、予備費か何かで。そして、あと補正かけて増額してもらおうとか。しっかり取っておいて、そしてそれも実施率が悪くても、それは個々の人たちのことですから。もっとしっかりと。

それでは、この風疹のことに関しても、いろいろちゃんと市民に説明をしっかりとってきて、ちゃんと宣伝といったらちょっと言葉は語弊ですけど、知らしめている努力はしているのですか。この接種率を上げようという考えは。

それでは質問します。上げようという考えはないのですね。

◎議長（内海良郎）

答弁を求めます。

△市長（井上久則）

この任意の予防接種につきましては、先ほど部長が答えましたように、かかりつけ医と相談をしながら打つということが原則になっていると、私もそういった認識であります。

それで、予算の組み方でございますけれども、やはり予算は不確定要素が強いこういったものにつきましては、ある程度はうちのほうでこれくらいの方が関係しているということがあれば、それで予算を組むのが上等だというふうに私は思っております。最低限の予算を組んで、増えれば簡単に補正をすればというような考え方では具合が悪いというふうに思っています。

先ほどインフルエンザの話もちよっと出たのですが、例えば新型インフルエンザが急激に流行したというときにつきましては、接種率がかなり上がるわけがございますので、そういったことも年度当初に、それだけのことが把握できるかということになりますと、

なかなか難しいことだというふうに思っています。それで、今の予算の組み方につきましては、やはり担当部で、今年はどういった人数があるということであれば、それに合う予算を組むのが上等な予算の組み方だというふうに思っておりますので、この辺につきましては、先ほど細かく部長が答えましたように、いろんな理由があるわけがございますので、この辺はどうかご理解をいただきたいというふうに思っております。

○11番（高原邦子）

資料を出してもらったのですが、例えば風疹、緊急のですね。これは、対象総数は714名です。でも、予算人数としては375名取っています。でも、実際接種した人は65名で、17.3%になっています。また、成人肺炎球菌のほうですが、対象の総数というのは5,108人おります。しかし、予算人数はそのうちの1,500人くらい見込んでいます。でも、接種者は214名で、14.1%なのです。

私が言いたいのは、先ほど市長は厳しい予算のことを言っておられました。その厳しい予算を有効に使いたくないですか。そうしたら、こんな見通しが立たなくて、どっちでも本人さんにとっていいようなものだったら、バサッと切って、予算化するのを抑えるべきだと思います。それを当初予算から出してきて、そして使いませんでした。最後の最後の3月になって減額をかけてくる。もっとほかのことに利用できませんか。その予算を。減額された。そういうことで私は言っているのでありまして、市長のおっしゃっていることもよくわかります。ある程度の余裕がなければいけない、それも理解しての上なのですが。

部長に答えていただきたいのですが、それでは飛騨市はこれから任意予防の場合は、あまり推奨とか、そういうことをしていかないということですね。その答弁をお願いします。

◎議長（内海良郎）

答弁を求めます。

□市民福祉部長（谷澤敦子）

お答えいたします。推奨をしていかないわけではございません。ただ、原則として、定められている法制度の中で適正にやっていくことが、安全な接種を提供することでもありますので、そういう観点からは慎重にですけれども、この助成事業を立ち上げて実施している以上、保護者の皆様にもあらゆる場面でこういう接種があるということをお伝えしています。ホームページ等にも出しております。ご質問があれば丁寧に答えてもおりますので、事業そのものについては議員が言われるようなことは決して考えてはおりませんので、ご理解いただきたいと思っております。

○11番（高原邦子）

わかりました。私としましては、市民が望んでいるという施策をやっていただきたいと思っておりますし、母子手帳的なこと。これ、お薬手帳もそうですけれども、絶対必要だと思いますよ。接種も。どんな注射をしたか。これ特に高齢者の方々には、本当に必要な

物だと思います。わかっていらっしゃる方ばかりではないし、その点、今病院に行きますと、お薬手帳等々を見てお医者さんも判断されて、違う診療科に行くとなると重ならないかとか、そういうこともしています。注射とか、そういったものの履歴というのは、しっかりと個人でなかなかわかりにくいものなので、そういった記録が取れるようなものを導入していくということは、市民サービスにとって私は良いことだと思うので、ぜひ、まだ時間はあると思いますので考えていただきたいと思います。

予算のたて方もいろいろあるかと思いますが、くれぐれも本当に限りある資源ですから、その辺をお願いしたいと思います。それでは、次に移りたいと思います。

予算の話になってしまいますけれども、予算とその不執行への責任ということで、市長、農林部長、そして答弁次第では、ほかの担当部にも答弁を求めたいと思います。

市民には、財政状況が厳しいことが伝えられ、市民の要望にも優先順位をもって対処し、限りある財源を有効に活用し、市民生活の向上に努めて市政がなされていると思います。担当各部署で予算計上され、執行部で認められ、それが議会に提案され議決を経て執行されています。自らが計上した事業は、何が何でも困難を除去しながら、成果を形にしながら執行していくのが行政の責務ではないでしょうか。不執行ならば、その責任はどのように取る考えなのでしょうか。「できませんでした」の一言では済まされないと。なぜならば、市民はほかにもいろいろしてほしいことがあるからです。それを踏まえて、優先的に認められた予算だからです。

昨年3月議会の予算委員会で触れましたけれども、農林部の今回の減額補正予算には合点がいかないところがあります。森林整備地域活動支援事業を減額補正しているからです。昨年の質疑で、私は「24年度予算を減額補正しているのに、どうしてより多くの予算を25年度当初予算に付けるのか」と問いました。当時の農林部長は、「本当にできるかというような事前協議もし、それを基に予算請求をした」と。その正当性を答弁されました。

しかし、予算の3割もしていないのは、なぜでしょうか。一体どういうことなのでしょう。

では、この事業はどういう趣旨で林野庁が助成しているのでしょうか。市は、その思いに込めているのでしょうか。山林の多い飛騨市には、林業のことがとても大きな問題ではないのでしょうか。そのことはどのように考えているのでしょうか。

昨年、今年、来年度と3年間、何もこの事業に対策を取っていない、取らないことになりませんか。責任をどう感じておられるのか。

また、市有林管理費は25年度の当初予算の半分の執行で、減額補正を今議会に提案しております。次年度26年度当初予算は、1割しか計上しておりません。実績に基づいて、今度は計上したと言われるかもしれません。しかし、1割とは極端に少なくありませんか。26年度は、これまた市有林管理に対して何もしないつもりなのでしょうか。このようなことで、飛騨市の林業政策は大丈夫でしょうか。洪水等の自然災害時

に、山林の保水力は心配ないのでしょうか。災害等に対処できていると言えるのでしょうか。

こういった予算の使い方は、農林部に限ったことではないと思います。市民アンケートを見ると、行政や議会に対し厳しい意見が寄せられております。井上市政発足当初から、プラン、ドゥ、チェック、アクション、PDCAの考えを用いて行政評価をし、過去の政策等を、また常にPDCAを念頭に置いて政策等を見直していると言われてきました。

では、実際はどうであろうか。予定されている予算が執行されていないということに、どのようなチェック、検証がなされたのだろうか。そして、次のアクションがなされてきたのだろうか。職員が目標の仕事をしていないのではないかとと言われても、仕方がないように思えます。こういったケースを見て、ご自分の市政をどのように市長は分析されているのでしょうかお伺いいたします。

職員がサラリーをいただくということも含め、仕事に対しての責任というものをどのように考えているのでしょうか。ただ無為に時が流れ、できなければ減額した補正予算を議会が「はいはい」と認めてくれるといったように、安易に考えてはいないだろうか。仕事の成就に対しての緊張感は持ち合わせているのでしょうか。職場の上司は、常日頃、部下への指揮監督はどのようにしているのでしょうか。仕事の進捗度のチェックはしているのでしょうか。職場のチームワークは取れているのでしょうか。執行できないというのは、人が不足してのことからくるのでしょうか。職員がオーバーワークに陥ってのことでしょうか。どのように分析されておられますか、お伺いいたします。

私は、執行、不執行への明確な基準や規則を作り、予算執行状況の定期的なチェックをはかり、議会が認めた予算というものを重く感じて予算は執行していただきたいものです。どうでしょうか。仕事に対して責任感がないことほど、市民を愚弄することはないと思いますが、いかがでしょうか。お伺いいたします。

◎議長（内海良郎）

答弁を求めます。

〔市長 井上久則 登壇〕

△市長（井上久則）

ただいまの質問でございますけれども、この予算の執行につきましてはそれぞれ理由がしっかりしておりまして、後ほど担当部長からお答えをさせていただきますが、今ほど高原議員が言われましたように、職員が仕事を、早く言えばサボって、これを執行しなかったというような発言があったわけでございますけれども、決してそういうことはございません。この予算を組む上には、やはり11月頃からしっかりと来年度の事業を見据えて、それぞれの部で、それぞれの係が一生懸命仕事を作ってやるわけでございます。このことにつきましては、市民の幸せをいかに早く確立するかというようなこと。そして、飛騨市にありますいろんな業種の、それぞれ仕事をやられる方があるわけでご

ざいますが、そういった方に対して、どれくらいの事業を確保すればいいかというようなこともしっかり把握しながら予算をするものでございます。それを一生懸命、今少ない人数の中でこなしているわけでございます。

それから、予算を組んだ以上はしっかり執行しなければならないということで、残業をしながら、日曜出勤もしながらやっているわけでございます。それをやった上にも、どうしてもできなかったという理由はあるわけでございますので、一概に予算不執行だから責任は誰が取るのかと、そういったようなことでは済まされないというふうに思っております。職員もそういったことはしっかり念頭に置いてやっておりますし、各部においてもそういったことのないように、しっかりやっているということを私は職員を信じておりますので、そのようなことは決してないということを私のほうから説明をさせていただきますまして、中身につきましては担当部長から説明をさせます。よろしくお願いたします。

〔市長 井上久則 着席〕

◎議長（内海良郎）

続いて答弁を求めます。

〔農林部長 藤井義昌 登壇〕

□農林部長（藤井義昌）

それでは、ご質問2点目の予算とその不執行への責任は、につきましてお答えをさせていただきます。

飛騨市では、平成11年と16年に未曾有の土砂災害を経験いたしましたことから、93%を占めている森林の健全な整備は、非常に重要な政策と位置づけております。森林整備関係の補助事業が充当できるのであれば積極的に実施していきたいと考えております。

しかしながら木材市場は低迷を続けているため、以前ですと山林所有者自らが手入れをしていましたが、昨今では手入れをしない、あるいは森林組合に任せてしまうケースが大半でございます。

また、建設業は、市の産業別の従事者数のうち11.9%を占めておりますが、近年の公共事業の減少から、異業種に参入せざるを得ない状況となっており、市でも県、市の方針を進めてきた林建協働で行っているところでございます。

ところが、建設業であるため工事は得意ですけれども、森林整備の前段階の準備作業が不慣れであったことや、経済対策としての大型補正が行われましたため、本業の仕事が十分であったことから、森林整備のこういった事業を実施することができませんでした。

さらに、飛騨市森林組合におきましては、昨年24%にあたる職員が一斉に離職したというようなこともあり、当初予算の要望時は見込みがあったものの、結果として人数不足となり事業の遂行ができなかったことも一因として挙げられるところでございます。

それでは、森林整備地域活動支援事業の不執行についてお答えいたします。森林整備地域活動支援事業でございますが、間伐前の調査でございます、森林施業に不可欠でございます、大切な制度であると認識しているところでございます。

制度の内容としましては、森林所有者等による施業の集約化をする際に必要となる樹種や林齢等の森林情報の収集および、森林所有者との合意形成、現場での伐採量把握のための森林調査、境界の確認行為に対して活動を実施するための経費、こういった経費について、メニューごとに定められた交付金の上限額の範囲内で対象行為に要した額を交付するものでございまして、補助割合は国50%、県25%、市町村が25%上乗せしまして交付するものでございます。

予算要望は、森林情報の収集、森林調査、合意形成に対するものといたしまして、1ヘクタール当たりの制度上の限度として標準単価54,000円を乗じた金額を要望し、計上いたしましたが、精算につきましては、実際にかかった経費相当分のみが補助の対象となるもので、限度額いっぱい計上のため不用額が生じてきたものでございます。

当初は、航空写真等の資料を参考としながら予算要望をしております。事業実施になると、実際には現地に入って森林の現状を確認し、精査作業に入ります。針広混交林になっているため補助制度の対象とならない森林があったり、字絵図を基にして境界立会いをしたもの、または地権者の同意が得られない区域などがあって、現地調査をしたわりには計画面積を消化できず、補助対象外面積が増加したものでございます。こうした事態を受けまして、次年度は実施可能な箇所を精査し要望したところでございます。

また、今後施業に新規参入いたしました林建でございまして、「ひだ森林整備協同組合」への積極的な同事業の活用を促しまして、森林整備を推進してまいりたいと考えております。

次に、市有林整備の予算についてお答えいたします。平成25年度補正予算の減額につきましては、かつて森林開発公団と呼ばれていました、現在の独立行政法人森林総合研究所の分収造林施業分の減額によるものです。

これは平成24年12月に執行された衆議院議員選挙による政権交替に伴いまして、経済財政政策といたしまして、日本経済再生に向けた緊急経済対策が実施されました。その一つとして、独立行政法人森林総合研究所においても相当の予算が付くとの判断から、研究所と相談しまして飛騨市へも相応の予算確保を依頼されました。それで協議の上、予算計上をいたしたところでございます。

しかし、結果として独立行政法人からは飛騨市の要望どおりの予算が付かなかったということになりまして、減額をさせていただいたものでございます。

また、もう少し早く減額できなかったかというようなこともあろうかと思いますが、本年4月に消費税が5%から8%へとアップするというのもございます。また、独立行政法人森林総合研究所にも、25年度の国の補正予算について「その経済対策としても予算が付く」という判断があったため、協議の結果、その結果が明らかとなったのは

今、補正予算の減額をさせていただいたという状況でございます。

次に、平成26年の予算について説明をいたします。

1点目は、森林総合研究所の分収造林の受託事業、これは今年度にあったわけですが、国100%の補助ですが、25年度分については森林総合研究所の24年度補正分として市が25年度事業として実施したものであり、25年度からは大幅に少なくなっております。そのため、市の26年度予算では予算を計上せず、仮に事業費が配分されれば補正予算等で対応したいと考えております。

2点目には、市有林整備事業負担金について説明をさせていただきます。

平成25年までの森林整備は、準フォレスター、施業プランナーなどの協力を得て現地へ行って、森林内のプロット調査を行い、施業が必要かどうかを見極めながら次年度の予算要望し、発注をしてきました。

しかしながら、単年度ごとの計画ではなく、森林管理業務全般について、民間活力の導入として優れた技術力や遂行能力を持つ事業体に委託するものであります。そのため、平成26年度の予算は、従来の委託料から施業を提案していただき、それに対する負担金へと支出の方法を変更しております。具体的には25年度までは、国、県の補助金分68%を受けて、補助金分を上乗せして発注していたものですが、26年度からは国県の補助金は事業体が直接受けて、市は補助の残分のみを予算計上した。そういうことで、少ない予算となっております。面積は、平成26年度も20ヘクタールを想定しております。事業規模としては平成25年と大差はございません。

次に、このような現状で飛騨市の林業政策はよいのか、というご質問についてでございますが、現在の木材価格はピーク時の昭和55年と比較しまして、ヒノキについては20%、スギについては13%前後まで下落しているということでございます。現在は、国、県の支援を頼らざるを得ないのが実情でございます。

ところが、手入れの行き届いていない荒廃した山林は、平成11年や16年の大雨の際には崩壊し、大災害となる要因となりました。

そこで、飛騨市では過去の豪雨災害を教訓に、災害に強い豊かな森林づくりを目標に、間伐に対する個人負担金をなくするため、民有林整備事業補助金制度を平成20年度に創設し、森林所有者が躊躇することなく、施業しやすい環境を整えており、さらにより集中的に効果を高めるため、平成22年からは流域単位での施業を推進しているところでございます。

次に、後段の3点についてでございますが、予定されております予算執行がなされていないということは、目標に向けて進めてきましたが、個々の各事業それぞれ固有の事由がございまして、遅延したとか執行できなかったとかによるものでございます。不執行イコール職員の不作為によるものではございません。職員は一生懸命に、その年の目標に向け、日々努力しているところでございます。

また、所管しております職務は、常に市民に相對して行うことがほとんどでございま

すので、常に緊張感を持って行っているところでございます。進捗度チェックなどの指揮監督に対する姿勢といたしましては、まず月2回、定例部長会議がございますが、その中では常々市長より、早期執行、年度内執行を指示されております。それを受けまして、農林部内では、週1回部課長会議を実施いたしまして、お互いの事業の進捗を確認し合うなどを行っております。ご指摘の人手不足とかオーバーワークなどは、時間外などの状況を見ながら把握しており、管理しているところでございまして、それが原因とは考えてはおりません。

執行の基準につきましては、予算成立後は、早期発注、早期着工というものを基準といたしまして、直ちに、地元説明会、調査、そして国等の補助事業の補助採択、そういったことを、補助採択を受けるよう手続、そういったことに入っているところでございまして、結果として理解が得られなかったり、国の補助金が付かなかったということは、ないことではございません。結果的に執行ができなかったからといって、予算を軽視したり、不作為によるものではないと分析してございまして、今後も引き続き真摯に予算執行を行ってまいりますので、ご理解いただきたいと思っております。

〔農林部長 藤井義昌 着席〕

○11番（高原邦子）

ありがとうございました。

市長、私は、職員が不作為でサボっているとか、そういったことを言うつもりは、さらさらありません。本当に、各振興事務所を1月にも回らせていただきましたけれども、皆さん本当にやっています。

ただ、何を言いたいかといいますと、一般の市民の皆さんたちはリストラされたり、そして成績を上げないと企業をやっていけない、厳しい中にいるわけなのです。私は世の中の公務員バッシング、「ちょっと違うんじゃない」と思うこと多々ありますけれども、どうして公務員がバッシングされているかといいますと、身分保障がされているからです。安定しているからです。初日の議会でも自動車の車両事故で車両を傷つけたと。保険でみんな賠償してもらおうと。何らそういった不注意で事故を起こしても、公務員は副市長も言われたとおり、法律で身分が守られていて、本当に重大過失、重過失がない限り賠償請求もされないという、そういった身分保障の中で公務員はいるわけなのです。それに比べて、一般の市民の皆さんたちは、本当に厳しい中リストラの心配、またリストラされたり、仕事をいくつも、三つ掛け持って1日にやっています方も私は知っています。そんな中の厳しい市民はどう言っているかという、その市民目線で物事を考えていただきたいと思えます。

職員がサボっているとか、そんなこと思いません。しかし、「形にして出しましょうよ」ということを私は言いたいのです。いろんな理由を付けて、確かに補助金とかそういったもので思ったほど入ってこなかったとか、いろんな理由はあるかもしれませんが「ここまで頑張ったんだけど」という姿が市民に見えてこないから、アンケートで

もいろんな評価を受けるのではないのでしょうか。

私は、しっかりと目標、数値。公務員の場合は、もうけとか利益とかそういうことではないために、なかなか目標というものを設置することが難しく、そしてちょっと、利益とかそういうことには関係していない仕事を主にしているからそうなのですが、なかなか判断しにくい部署もあるということも承知していますけれども、それぞれの部署が、それぞれに目標を決めて、そしてどれだけこなしたか、ちゃんとやったか、そういうことをしっかりとやっていかないと、ぬるま湯に、世間から見れば見えるし、誤解も生まれてくると思います。

それで、農林部長にお伺いします。その森林組合とおっしゃいましたか。森林組合の職員が減ったと。そして、そういったことがわかったのはいつで、その予算執行ができなくなるというのがわかったのは、いつなのでしょうか。いつごろそういった、これだけの予算をこなし切れないというふうにわかったのでしょうか。

◎議長（内海良郎）

答弁を求めます。

□農林部長（藤井義昌）

森林組合の人数が減ったのがわかったというのは、25年の3月、予算成立の頃ですね、昨年度の。25年度予算の成立の議会の頃だったのではないかと思います。

そして、今回の補正の大きな原因がわかったのは、まずは第1回の内示といいますか、連絡は夏には来るのですが、そのときも協議いたしまして、先ほど説明いたしましたように、また補正予算があるので、できるだけ市としても予算は確保していただきたいという要請もございまして、しばらくまた、もって協議を話したということでありまして、また12月にも研究所と協議がございましたし、1月にもあったというようなことで、常に研究所はもっとやりたいということを思っているんだということで、協議はなされてきたものでございます。

○11番（高原邦子）

昨年3月に、森林組合のほうで職員が少なくなるということがわかっていながら、昨年の農林部長は、そういったことも想像ができなかったのかと。引継とかそういうことは、どういうふうにされていましたか。引継はどのように受けていたのでしょうか。

やはり、あのように入念している以上は、しっかりとやっていくのが当然だと思うのですが、3月に職員が減ることだったら、事業費とかそういったものが当初、事前協議していたときとできなくなるとかということは、受けているはずなんですよ。そういったことの綿密なる会議というか、ミーティングとかそういうのを、森林組合とは持たなかったのですか。4月以降は。

◎議長（内海良郎）

答弁を求めます。

□農林部長（藤井義昌）

今ほど申しましたように、25年の3月ころ、そういうことがわかったのではないかと思うのですが、実際の予算立ては24年の12月。最終的に1月中に決めて、印刷にすぐかかるというような状況でございまして、まだそのころは大きなはっきりしたようなことは、人数的なことはわかっていなかったのではないかと思います。そして、こういった予算委員会も3月中でございまして、そのことについてはちょっと綿密な予算会議が入れなかったのではないかと考えております。

私のほうの引継といたしましては、口頭とかで4月のころに聞いたということで、もう予算は成立していたというような状況でございます。

○11番（高原邦子）

市長にお願いなのですが、市長も先ほどの答弁で、職員は残業もして休日出勤もし、働いていると。やはり私、いろんな部署で違ってきますけれども、人数が足りない所はしっかりと人数を補充していかなければいけないのではないかと思います。市長、その辺はやはり財政的なことを言って、無理だと答えられますでしょうか。

◎議長（内海良郎）

答弁を求めます。

△市長（井上久則）

今の農林部の山の整備だけに関して言いますと、相手方があるということございまして、職員が足りないからできないとかという問題ではございません。

先ほど言いましたように、予算につきましては、やはり歳入と歳出のバランスを取りながら当初予算を組むわけでございますが、そのときに各部でやれる範囲の仕事をしっかり取ってくるわけでございますので、そのときにわかったことと、実際最終的に、今3月になったのですけれども、このときに結果としてわかってきたことに少しの開きがあったわけでございますけれども、人数が足りないからできない、そういった問題ではございませんので、これからはやはり高原議員言われるような予算執行につきましては、引き続き努力はしていくつもりでございますが、いろんな事情があるわけでございますのでご理解をいただきたいというふうに思います。

○11番（高原邦子）

いろんな事情があるということは、私も理解するものであります。

しかし、一般市民から見ると、公務員バッシングではありませんけれども、ぬるま湯に見える。しなくても、重大過失がない限りは責任を問われない。身分保障されている。首にはならない。そういった中で、公務員の人はいわれのないことも言われているということもよくわかっていますけれども、どうか、気落ちせずしっかりと前を向いて仕事をしていてもらいたいと思います。

私は、浅田真央さんがショートで失敗しても、フリーで本当にあの演技を見て涙が出ました。魂を込めて滑ったと思います。何をやるにも、どんな仕事をするにも、仕事で

はなくても、私は遊びでもそうですけど、何か今、時間を人間は割いて生きているわけです。遊びもそう、スポーツもそう、勉強もそう、そして仕事もそうですけれども、一生懸命心を込めて、真心込めていくことが大切ではないかと思います。そうやって仕事を大切にして、自分の仕事に誇りを持ってやっていってもらいたいと思います。

最後にお伺いしたいのが、やはり今いろんな理由があるからということではわかるのですが、それなりに市のほうでも明確な規則というか、基準。執行、不執行への、こういうのはいいけれども、こういうのはだめだぞ、という基準作りをしてみるという考えはございませんか。

◎議長（内海良郎）

答弁を求めます。

△市長（井上久則）

職員がぬるま湯につかっているというような発言があったわけですが、今のこの時代に職員はそういった外からの目というものは、昔よりと言うと大変語弊があるかもしれませんが、しっかり受け止めて、そういうことがあるから余計にしっかりと仕事をしなければならないという意識を持って仕事に臨んでいるということだけは、ご理解をいただきたいというふうに思います。首にならない、給料が保障される、そういったぬるま湯につかって仕事をしているわけではございませんので、その辺はご理解をいただきたいというふうに思います。

また、予算の執行、不執行のことにつきましては、そういった基準等々につきましては設けるつもりはございませんが、やはり財政課長を中心に飛騨市の財政運営をしっかりやっていく上で、補正で落とすものは落とす、増やすものは増やすといったときに、そのときそのときの財政状況等々勘案しながらやっていくべきものが、予算執行だというふうに思っていますのでよろしくお願いいたします。

○11番（高原邦子）

職員にもいろいろいらっしゃいますので、ぬるま湯のような状態の方もいらっしゃるかとは私は思います。そうでなく、一生懸命働いている方のほうが多いこともわかっておりますけれども、市民はよく見ておりますので、いろんな意見が議員のほうには寄せられてきております。

それで、予算の執行ができなかったりすること、いろんな理由があったりすること、そういったこともわかるのですが、なぜ今回このようなことを質問したかといいますと、本当に予算にしてもらいたいだけだけれど、予算化できなかったものがいっぱいあるからです。市民はいろんなことを望んでおります。それでも予算されなくて、かなわなかった、そういったものがあるということ。そうしたら、せつかく予算で認めてもらったものは、しっかりとやっていくという。どんな理由を付けても、私はやはり前向きに、一つでも二つでもかなえていくというのが行政の責務だと思います。それが予算に対しての思いであります。

予算というのは議会にもかけられ、多くの時間を割いて決めております。どうか、この予算執行、26年度はしっかりとやっていただいて、3月になっていっぱい補正で落とすようなことのなきように。もちろん、持っていなければならない予算もあるということも承知しておりますけれども、ぜひ見極め直して、もう「だめなものだめ」と諦めも見切り千両だと思います。しっかりと予算執行していただきたいことをお願いして、私の質問を終わります。ありがとうございました。

〔11番 高原邦子 着席〕

◆休憩

◎議長（内海良郎）

ここで暫時休憩といたします。

（ 休憩 午前11時53分 再開 午後1時00分 ）

◆再開

◎議長（内海良郎）

休憩を解き、会議を再開いたします。次に1番、前川文博君。なお、質問中、説明資料の使用願がでておりますので、これを許可いたします。

〔1番 前川文博 登壇〕

○1番（前川文博）

それでは、議長より発言のお許しをいただきましたので、一般質問を始めさせていただきますと思います。

まず、先ほど池田議員からもありましたが、7日から始まるパラリンピックに岐阜県初、また飛騨市としても初の岩本啓吾選手が出場されます。非常に飛騨市にとっても明るいニュースであり、今後の希望の星と言っていいのではないかと思います。今回は、銃の所持免許がないということでバイアスロン競技には出られないということで、2種目という話を聞いていたのですが、今朝の新聞では、ひょっとしたら12日の1種目になる可能性もあるということが書いてありました。初めての大会ですので、ぜひソチで楽しんで良い成績を出していただきたいと願っております。

それでは、産業廃棄物処理施設の設置についてということで質問をさせていただきます。前回の一般質問では、後藤議員がオリンピック事前キャンプ地の誘致と、海外への観光アピールで質問されてみえます。その時の答弁には「近年プロチームが合宿したりして、ほかよりも長けている。また、施設面での優位性もあり、住民の理解なども必要で民間主導の機運も必要で関係の皆様と検討する」と、誘致に向けて非常に前向きではないかという答弁がございました。また、増加する外国人旅行者の利便性を図るための施策も、今年度予算には盛り込まれております。

しかし、この飛騨市に産業廃棄物処理施設を設置しようと、今、岐阜県に事業計画書が提出されております。昨年、この話がありまして、終結したものとの認識をしておりましたが、地元区の反対表明を知りながら、設置に向けた事業計画書の提出をしたことについては、理解に苦しむ部分があります。今議会の初日に、議員発議によりまして産業廃棄物処理施設設置に反対する決議を行いました。

全員が建設については反対なのですが、内容につきまして一部の議員の方が同意できないということで全会一致とはなりませんでしたが、産業廃棄物処理施設を設置することについては、ここにいる17名全員が反対している、そこは一致していると思っております。

一つ目、産業廃棄物処理施設について飛騨市としての見解は、ということでお伺いいたします。

昨年、市長は全員協議会で、産業廃棄物処理施設建設については反対の立場だと発言をされてみえます。

しかし、正式に県に事業計画書が提出された後、今年1月の全員協議会におきまして「中立の立場でいく」という内容のことに変わりました。2月3日には、岐阜県への意見照会の回答として、次のように意見が書かれて提出されてあります。

内容ですが、地震をきっかけに、あるいは局地的な豪雨等により、土石流、がけ崩れ、地すべり等の土砂災害の発生やシート破損等による生活環境への影響の可能性が大きな懸念です。

数河断層の破碎帯へは1,500メートル程で達することから地下水に関連した環境への影響も懸念される。

心配される影響先としましては、井戸水や湧水を飲料水等として利用している下流の古川町末高区、宮川町小谷区が挙げられております。小谷区につきましては、公営の水道は未普及で、裏山の湧水を利用している。末高簡易水道は、今の処理施設建設しようとしている予定地の下流の山腹に水源地がある。

また、数河活断層の東端にあたる神岡の町では断層の大きな恩恵として、断層に沿って流れる地下水の利用、湧水があり、共同水屋の水源地になっています。これらの湧水は、船津大洞湧水群と呼ばれ、昭和61年に岐阜県の名水に選ばれています。

このほかにも影響が懸念される水源地を持つ水道施設として、宮川町大無雁簡易水道、岸奥小規模水道、丸山小規模水道、種蔵簡易水道、菅沼飲料水供給施設、また神岡町では西伏方簡易水道、寺林簡易水道、神岡上水道がある、と記載してあります。

河川の関係につきましては、戸市川や小谷川の水は魚の養殖のほか、トマト、ホウレンソウといった出荷用高冷地野菜、米等の農水産業用水として末高区、袈裟丸区、小谷区、大無雁区で使用している。

また、下流域では複数の漁業協同組合が存在し、今ブランドとなっている鮎の友釣り、イワナ、アマゴ、マス等の溪流釣りを中心に、中部圏から多くの釣り人が訪れている。

地域住民も生活の糧となる歴史的、文化的事業を継続実施している。

このような、回答をされてみえます。このように、多岐にわたる影響が懸念されることが多いにもかかわらず、事業計画書が出された後に反対から中立、賛成とも反対ともできないというような内容だったかもしれませんが、そういった立場に変わったのはなぜかということをお伺いいたします。

2点目、観光産業やオリンピック強化合宿誘致に影響は、という件ですが、今後、観光客の誘致またオリンピックの強化合宿誘致、ほかのスポーツ合宿など、誘致などに取り組んでいくこととなりますが、産業廃棄物処理施設設置の話がありますと、飛騨市のイメージ的によくない状況になってまいります。

これも岐阜県への回答には「数河地区は県立自然公園エリアの一部があり、貴重な自然環境と高地であることを生かしてラグビー、サッカー、クロスカントリーによるスポーツ合宿のほか、森林浴や星空観察、バードウォッチング、カントリーウォーキング、山菜取り等のできる地域であることから行楽地、別荘地として訪れる方はもちろん、Ｉターンで移住される方もあります。また、飛騨ブランドとして確立された飛騨牛、ホウレンソウ、トマト、しいたけ等を手掛け、生計を立てる農家や、数河そば、<sup>きりも</sup>切雲そばの栽培と販売を行う団体もあります。

こういった厳しい環境の中、暮らしを守ってきた地区であり、生活の糧である農水畜産物やそれぞれの経営への影響が懸念される場所ですと、このように県への回答をしてあります。万一この事業が進んだ場合、観光誘致、強化合宿の誘致に風評被害を含め、影響が出るものと思われまます。その点については、どう考えてみえるかお答えください。

◎議長（内海良郎）

答弁を求めます。

〔市長 井上久則 登壇〕

△市長（井上久則）

それでは、前川議員の質問にお答えさせていただきます。産業廃棄物処理施設の設置についてでございますが、このことにつきましては誤解を招く、説明によっては招く恐れがございますので、丁寧に説明をさせていただきますが少し長くなりますので、お願いいたします。

また、県への回答につきましては、今、前川議員述べられましたけれども、副市長のほうから回答につきましてもお答えをさせていただきたいというふうに思っておりますので、よろしくお願いたします。

まず、飛騨市の見解についてでございます。最初に、廃棄物の種類と処理責任について説明をいたします。

廃棄物は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、略称で廃棄物処理法と言われますが、その発形態や性状の違いから、「産業廃棄物」と「一般廃棄物」の二つに大別され、排出後の処理の責任主体や処理方法が区分されております。

産業廃棄物は、「事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類その他政令で定める廃棄物」と規定され、排出者責任を原則としておりますので、自らの手で処理するほか、許可業者へ処理を委託することができます。

その場合、事業者が処理基準、委託基準等を順守することに加え、最終処分まで適正に処理しなければならない具体的責任を負っております。

また、知事は、当該区域の産業廃棄物の処理が適切に行われるよう必要な処置を講ずる責務を負っています。

一方、一般廃棄物は、「産業廃棄物以外の廃棄物をいう」とされ、主たるものは、地域住民の日常生活に伴って生じた、ごみ、粗大ごみ、し尿および浄化槽に係る汚泥などでございますが、事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、廃棄物処理法の施行令第2条において産業廃棄物として特定されなかったものも含まれます。

それらの処理責任は、市町村にあります。市が、家庭などから排出されるごみを収集し、可燃ごみの焼却場を建設し処理しているのは、この法律の規定があるからであります。

産業廃棄物処理施設の設置には、廃棄物処理法による知事の許可等が必要でございます。知事は、申請等を受け、設置・維持管理の計画、申請者の能力等を法令等の基準に基づき審査し、適合していれば許可等を行います。

一方、産業廃棄物処理施設は、一般的に「迷惑施設」として捉えられる傾向があるため、県では従来から事業者に対し、廃棄物処理法上の手続を行う前に「岐阜県廃棄物の適正処理等に関する条例と指導要綱」で関係住民に対する説明の実施、市町村長と自治会等のそれぞれの同意書の取得を求めてまいりました。

しかし、事業者が行う説明については「いつ、誰に、何をどのように説明するかが不明である」、「説明の実施を県が把握する制度になっていない」等の問題点、また、同意書の取得に関しては「同意書が取得されなくても、不許可とすることは法律上困難」、「同意の範囲を市町村長に委ねていることは、県の責任を転嫁している」等の問題点が指摘されてまいりました。

そこで、県では、産業廃棄物処理施設の設置に係る事前の手続きを適正化し、合意の形成に寄与するため、平成21年3月に「岐阜県産業廃棄物処理施設の設置に係る手続の適正化等に関する条例」、略称で手続条例を制定し、平成22年1月1日から施行しております。

手続条例の制定の背景には、廃棄物処理法に基づく環境省の指導と、裁判所の司法判断があるといわれております。この条例の制定により、事業者は、環境影響調査など対策をしっかりと行えば、仮に市長や関係住民の同意を得ることができなくても、許可がされることとなったわけでございます。

さて私は、昨年8月26日の全員協議会において「地元の反対がある限り同意はでき

ない」と申し上げました。また、業者を呼び、同様の趣旨を強く申し上げたことも報告いたしました。

昨年12月25日、事業者は、この手続条例の規定に従い、事業計画書を岐阜県知事に提出しました。私は、昨年の全員協議会で述べた考えに変わりはありませんが、この計画は、計画段階から公式な手続きを進める段階に入りましたので、今後は、手続条例に基づき、対応しなければならなくなったということでございます。

事業者から提出された事業計画書では、市民の皆様も不安を持っておられるように、下流域の飲料水や農業用水、水産業などへの影響の懸念があります。また、それ以外の懸念も持っております。そこで、技術的な指導は岐阜大学の先生に、法律上の指導は顧問弁護士に相談をしながら、手続条例に基づいて納得できるまで厳正に対応してまいります。不安を持っておられる地元への手続きに関する説明会については、要請があれば、県振興局の担当者が出席いただけることとなっております。

続いて2番目でございますが、観光産業やオリンピック強化合宿誘致に影響は、についてでございます。

さまざまな風評被害が想定されます。そうしたことについて、どういった対応をされるかは知事の判断によりますが、市としては、懸念されることについてはしっかり申し入れを行っていきたいと考えております。先ほど言いましたように、この事業計画に対する県への回答につきましては、副市長のほうから詳細に説明をさせますので、よろしくお願いいたします。

〔市長 井上久則 着席〕

◎議長（内海良郎）

続いて答弁を求めます。

〔副市長 白川修平 登壇〕

□副市長（白川修平）

それでは、担当部長を兼ねておりますので産業廃棄物処理施設、管理型最終処分場の事業計画書に対します回答につきまして、説明をさせていただきたいと思っております。

照会事項、大きく二つございますが、そのうちの一つでございます。「規制の解除又は指導を必要とする法令」についての項目でございます。これにつきましては、市が所管するものと県が管理するものと二つございますが、まず最初に市が管理するものとしましては、飛騨市林道維持管理条例では通行・利用の制限や禁止がある場合の占用申請。飛騨市生活環境の確保及び改善に関する条例では、3,000平米を超える場合には環境保全協定の締結。飛騨市火災予防条例や、消防法では、面積などによっては必要な設備の要件の必要性がございます。

続きまして、県が管理する権限につきましては、私どもで触れることではございませんが、関連がございましたので、あえて記載をさせていただいております。

10,000平米を超える場合には、都市計画法による開発協議。建築物がある場合

には建築確認申請。碎石法では、現行の許可における採掘終了時の法面の種子吹き付けや小段、小さな段の植栽と施肥、耕土の少ないところへの客土が未実施となっている。森林法につきましては、1ヘクタールを超える場合の林地開発の許可申請の必要性について記載をいたしております。

照会事項の2としまして、「周辺地域の生活環境の保全上の見地から特に配慮が必要な事項」ということで、記載をいたしました。

現在の事業計画は、以下に示す課題が相互に関連し合うことにより住民の生活環境上への影響に対して大きな懸念を持たざるを得ず、事業実施の大前提としては、その懸念に対して問題がないという合理的根拠を詳細、かつ明確に示していただくことが必要と考えているということで、7項目につきまして指摘をさせていただきました。

まず最初でございますが、計画地の南北に平行して活断層、数河断層ほかでございますが、がある、ということ。二つ目としまして、事業計画地付近の表層地質が片麻岩と花崗岩、礫がち堆積物の境界である、ということ。三つ目としまして、土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域の指定エリアには含まれ、一帯が急峻な地形がある、ということでございます。

これら3点によりまして、地震をきっかけに、あるいは局地的な豪雨等により、土石流、がけ崩れ、地すべり等の土砂災害の発生やシート破損等による生活環境への影響の可能性が大きな懸念である、ということでございます。これらの中身につきましては、先ほど前川議員が朗読されましたので、省略をさせていただきます。

四つ目としましては、ほぼ同質の岩石、花崗岩でございますが、から土砂を採取した事業跡地に、異質な物を集めるとなる産業廃棄物を安定勾配で積み上げるための方法を取り、五つ目としまして、最も近い民家への距離が150メートルで、また、事業計画地の南側の直下で、事業計画地北側の湧水「弘法のお助け水」を引いてワサビ栽培が行われており、約400メートル離れたところには飛驒牛の牛舎もあるということでございます。

悪臭を例にしますと、最終処分対象物には、種類別の受入基準が設けてありますが、数値化できず抽象的にならざるを得ないものもあります。悪臭については対応が非常に難しく、近くに集落が存在することの影響は計り知れないところです。

その他、近年全国各地で見られる局地的豪雨災害などの例により、雨水、浸出水の推計についての前提となる数値の妥当性や、飛散、騒音、振動等については、周辺施設等も含めて生活環境への影響が懸念をされるということでございます。

六つ目としまして、搬入道路の公道等への兼ね合いについて、ということでございます。国道41号は、東海と北陸を結ぶ幹線道路であるとともに、スクールバスや福祉施設等への送迎も含めた住民の唯一の生活道路でもあります。

搬入道路と国道41号との交差点付近は、急勾配のため降雨や冬季の降雪、凍結時のスリップ防止をはじめとして、徹底した安全対策が必要と考えられます。

また、交差点から約250メートルの区間は、過去に国道への土砂流出が発生したため、法定外公共物を横切る形で堰堤が建設してありますので、機能確保の協議が必要でございます。さらに、侵入路としまして、一部の林道を通行することから一般車両等を含めた安全対策や、取り付け工事等をはじめとして必要な占用事務等も必要になるということでございます。

最後、七つ目でございますが、事業計画地全体の把握と影響の捉え方について、ということで、事業計画をされております「すごうテック株式会社」は、最終処分場事務等を初めて行うため平成24年7月に設立されましたが、前述の地形、地質等の問題についてほとんど触れていない点で、記載した懸念を含め周辺地域の生活環境への影響等が不明であるということで、後段につきましては、前川議員が説明をされましたので省略をさせていただきます。

なお、この回答をした後に事業計画の一部記載漏れがあったということで、再調査がまいついています。それで実は、この中に触れなかったものがございます。それは、レッドデータブックというものがございます。これは環境省と別の団体と二つの団体がそれぞれ設けてみえるわけでございますが、環境省が作りましたレッドデータブック「絶滅のおそれのある野生生物」でございますが、これの記載では当該地区に該当物がないということで記載をしていなかったわけでございますが、後で詳細を確認いたしましたら、非常に環境の調査そのものが、詳細調査に基づいたレッドデータブックではないということが判明いたしましたので、次回、この次の回答につきましては、この点についても触れたいというふうに考えているところでございます。以上です。

〔副市長 白川修平 着席〕

○1番（前川文博）

詳細な説明をいただき、ありがとうございました。市長のほうは、昨年全協での地元の反対、同意がない限りということで、気持ちに変わりはないということで、今思いはわかりました。

しかし、思っていることと、やはり外に出していくこととあると思うのです。飛騨市のトップであられるということで、もう一度確認をしたいのですが、個人の土地、自分の土地に事業をするときに賛成も反対もすると、そういうことが行政のほうではできないんだよというようなことを、前に全協で確か言われたと思うのです。そういう話を聞いたことから、先月28日の新聞に出ていた記事なのですが、内容的にはこの産業廃棄物処理施設とはちょっと違うのですが、可児市のことが載っておりました。

今の東京大阪のJR東海のリニア新幹線の話なのですが、可児市の区間だけ地上に出ると。そこには遺跡があつて、その遺跡を守りたいということで今、可児市のほうは動いてみえます。そちらのほうも今、県の環境影響評価準備書というものの手続きが進んでいるということで、これの県の審査会があり、JR側からは外見や環境には十分配慮していくという姿勢を強調して説明してあると。でも、市のほうは反対の姿勢を崩さず、

代案ですね、地下を通ってくれとかそういったことだと思うのですが、そういった状況で反対を貫くと。反対を崩さずということで記事に出ております。これも、ＪＲ自体が自ら土地を確保して、自らの資金で建設する事業であると思いますが、一企業のすることに対して可児市のほうでは、はっきりとした態度を表明しているわけなのです。

そこで、もう一度確認させていただきたいのですが、飛騨市のトップとして今の中立、賛成も反対も。思いは、ということではありましたが、そこでの中途半端な決断ではなく、どちらかをはっきり言うということはできませんか。

◎議長（内海良郎）

答弁を求めます。

△市長（井上久則）

このことにつきましては、先ほど説明をしたとおりでございますが。可児市の例を挙げられましたけれども、新聞等々で出たわけでございます。このことにつきましては、今ほど副市長が言いました懸念材料ですね、可児市にとれば「古い窯跡があるから、この窯跡についてどうするんだ」という投げかけをしたわけですね。相手側は、「大丈夫だから、上を高架で走る」ということを言ったものですから、「いや、そんなことをやってもらっては窯跡が傷む恐れがあるから地下にしなさい」という、その反対なのです。今、うちのほうとしてもいろんな懸念材料があるわけでございます。そういったものを今、初めて県へ出したわけでございます。例えば環境一つにとっても、環境をどうするんだと。オリンピックとかそういったものに影響があるのではないか、というようなことも含めて出したわけでございます。それに対する回答がこれから出てくるわけでございますが、それに対しては「いや、それは困りますよ。うちのほうとしては納得できません」と、そういうときは反対をします、というような形の中で、法律の中でやり取りができるようになった時点で、そういったことが出てくるのではないかというふうに思っています。

町中の景観のことについて例に挙げれば、自分の土地に家を造るには私のほうでは反対ができませんけれども、例えばですけど、古い町並みの所に奇抜な色で家を造られるときに、「いや、その色は頼むから困るので、昔からの景観に沿った家に造ってください」というようなことで反対を申し上げる。そういった立場が今、可児の段階ではないかなというふうに思います。私のところは、そこまでまだ至っていないというところございまして、これから今ほど副市長が言いましたような懸念材料を全て県にぶつけて、それに対する回答に対するやり取りが始まるということでございます。私の考え方につきましては、地域住民が反対している以上は、先ほど述べましたように、私のほうとして同意をするというわけにはいかないという考え方につきましては変わりはありませんが、今、法的な手続きの中に入った以上は、行政といたしましても法律にのっとりやり方をしなければならなくなったということで、ご理解をいただきたいというふうに思っています。

○1 番（前川文博）

表明はできないということで、それでも市長の意志のほうは確認はできたと思います。

今後、また県のほうから文書のやり取りがあつて、いろいろと回答をしていったり協議が進んでいくと思いますが、今回この資料を手に入れることに当たって、全協のほうで県に回答をしなければいけないということで説明がありました。その後、この資料がどういう内容で報告されたのかわからずにいたのですが、今回一般質問をするということで、資料が欲しいなということで相談しましたら、回答内容については情報公開請求で取ってくれということと言われて、そちらで手に入れました。ちょっと、これは手続き上の話なのかかわからないのですが、全協のほうで議会に今後こういう回答をしていくと。今、市の方針もある程度言われて、出てきた内容について、また今後も県とやり取りがあつて回答書を出していくとかなった場合に、こういった全協にかけられたようなことについては、議会のほうにも、議員のほうにも情報として流していただきたいのですが、やはりこれは情報公開として請求しないと、手に入れられない資料なのでしょう

◎議長（内海良郎）

答弁を求めます。

□副市長（白川修平）

これは議会のほうの手続きの全てにわたるわけですが、前にもこういう話をしたことがあると思いますが、議会の場合に委員会としての調査権はございますけれども、個々の議員の方につきましては個別の調査権を持ってみえません。現在、市のほうで出させていただいている資料等につきましては、調査の範囲の中で可能なものを出しているわけですが、これは法律に基づいて提出しているわけではございません。今回の申請と回答につきましては、民間事業者が入っているということでございまして、それらの情報等につきましては、当該団体でございまして岐阜県とも協議をしながら、この資料は出してもいいのかどうかということの確認をして出していますので、今ほど前川議員がおっしゃいましたように、一つの手続きを踏んで、私のほうでもこれを全部出してもいいのかどうかというようなことを判断いたしまして、資料を出しています。

情報等につきましては、私のほうで隠すというつもりはございませんが、個人情報保護法等の兼ね合いもございまして、この辺の資料の取り扱いにつきましては、慎重に判断をさせていただいているということもご理解をいただきたいというふうに思います。

○1 番（前川文博）

わかりました。できる限り説明があつた内容については、情報の公開をして知らせていっていただきたいと思います。

それでは、二つ目の質問に入らせていただきます。先端科学都市構想について、ということでお伺いいたします。

一つ目ですが、先端科学都市構想の今後の展開は、ということで、先月2月21日に

は新聞で報道されたように、飛騨市先端科学都市構想の報告書が出来上がったというのが載っておりました。

これも全員協議会で説明が少しありましたが、その後内容を読んで現状の課題、今後の目標、方向性、実現に向けたステップなど細かく検討され、見た目にも内容的にも良い内容ではないかと、提案書として今後持つていくにはまずまずの内容ではないかと感じました。

今、まずまずとあえて付けさせていただいたのですが、内容をよく読みますと、国などへ要望していくと。全て国費で行うことを前提とした内容だというふうに感じました。

飛騨市として、実現に向けたスケジュールの中に、2年間で要望活動をして、3年目から整備をしていくというところがありますが、そこにも「国等による整備を推進します」とあります。飛騨市として今年の予算も今これには付いておりませんし、国の予算、国の予算ということで、ただ要望していくだけでは意気込みがないのではないかというふうに感じます。飛騨市として、これを実現に向けていくために、具体的にどのような行動で動いていくのか。それについてお伺いいたします。

二つ目ですが、市道跡津川線の改良の状況は、ということですが、これも前回の一般質問で、洞口議員からもこの件については質問されております。

今回の報告書の中にも「道路のインフラ整備は本構想の具体化には必要不可欠となるため」と途中に入っております。

国道41号線は、平成25年度に雨量規制で3回、雪崩で1回の4回通行止めになりました。近年にない通行止めの回数であり、びっくりしております。

市道跡津川線も、雪崩また落雪などにより一時通行止めになることがある路線であります。坑内の研究者の方、また神岡鉱業の方は帰れないときのために、坑内、入り口の施設に非常食などを準備しているというのが現状であります。

このように非常に危険な道路の改良が進まないのが、どうも理解できません。県代行で行っている事業なのですが、いつ事業化され、いつまでに完成させなければいけないのか。また、現状はどれくらい完成しているのかお伺いいたします。

◎議長（内海良郎）

答弁を求めます。

〔企画商工観光部長 柏木雅行 登壇〕

□企画商工観光部長（柏木雅行）

それでは、1点目の先端科学都市構想の今後の展開についてお答えいたします。

本構想につきましては、体験型学習施設や宿泊可能なセミナーハウスといった機能を盛り込んだ中核的施設整備を中心として、今後も増え続ける研究者の方々の市内での住環境整備や、過疎化が進む地域の活性化を目的として策定作業を行ってきたところです。

今後、要望活動を行っていく予定ですが、通常の道路整備等の要望活動とは異なり、東京大学や東北大学をはじめとした研究機関の関係者とさまざまな調整を行いながら、

慎重に進めていく必要があります。構想の中でも、市内の関係者が連携した協議会等の設置を行い、推進体制を確立していくことに言及しておりますが、こういった体制が適切であり、こういった手順を踏むべきなのかも含め、研究機関の方々のご意見もお聞きし、研究機関と足並みをそろえ、市と研究機関の双方が発展するロードマップを作っていきたいと思っております。したがって、現段階では明確なロードマップをお示しすることはできませんが、最も重要なのは、構想の早期実現です。早期実現を図るための道筋をしっかりと定め、着実に要望活動につなげていく所存でございますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

〔企画商工観光部長 柏木雅行 着席〕

◎議長（内海良郎）

続いて答弁を求めます。

〔基盤整備部長 川瀬智彦 登壇〕

□基盤整備部長（川瀬智彦）

2点目の市道跡津川線改良の状況についてお答えします。

飛騨市先端科学都市構想を具体化するためにも、スーパーカミオカンデをはじめとする研究施設群へのアクセス道路の整備、特に国道41号の異常気象時通行規制区間の早期解消および市道跡津川線の早期完成は、必要不可欠であると考えております。

市道跡津川線では、平成18年1月に延長27メートルの雪崩が発生し、平成23年4月には神岡鉱業跡津川坑口付近にて直径約1メートルの落石がありました。それ以降は、例年春季の雪解け時期や豪雨の時には数個の小さな落石を確認しておりますが、大規模な落石、雪崩は発生しておりません。

しかし、落石や雪崩を回避するためにも、平成16年度に過疎地域自立促進特別措置法に基づき県代行事業として正式に認められ、延長335メートルのトンネルを含む延長880メートルの区間の整備が進められております。

本事業につきましては、平成16年度に着手され、平成19年度から21年度にかけて用地買収を進め、共有地である神岡鉱業側のトンネル坑口部分を除いて用地買収は完了しております。

工事につきましては、平成18年度より護岸工事、さらに防災施設工事、取付道路工事と進め、平成22年度よりカミオカンデの坑口から下流の盛土工事を施工し、今年度、補強盛土工事を実施する予定と伺っております。

しかし、トンネル坑口部分の共有地が、相続の関係から地権者の了解を得ることができず、未取得となっているため、トンネルの施工には至っておりません。この地権者に対し県からの用地交渉、市からの協力依頼を行い、継続的な交渉を行っておりますが、地権者は事業には反対されていないものの、相続についての進展が図られていない状況にあります。

現在、県におきましては、再度文書による交渉を行うよう準備していると伺っており、

市としましても、地権者に対して協力依頼を再度行い、早期の事業完成がなされるよう、今後も県と連携し、用地の取得を目指してまいりたいと考えております。

〔基盤整備部長 川瀬智彦 着席〕

○1番（前川文博）

ありがとうございます。

まず、二つ目の跡津川線の道路の話ですが、ただ単に止まっているだけではないということ、少しずつは進んでいるというのがわかりました。あと、用地交渉で相続の問題があり、県のほうも文書を出して、また市のほうもそれで手続きのほうへ向かっていくということですので、できるだけ速やかに、どの部分で相続でもめてみえるのかわかりませんが、早く手に入れていただいていたいただきたいと思います。

今、雪崩の話も説明していただきました。私も調べたのですが、雪崩というか、落雪で除雪業者のほうへ緊急の依頼があつて出動したというのが今年1回。ここ数年は雪が少ないということで、ここ4、5年は年に1、2回あるかないかという程度での緊急出動だと聞いております。5、6年前からそれ以前ですと、雪が多いと月に数回、下手すると朝と夕方というような感じで落雪があつて、東大の方、東北大の方、神岡鉱業の方から「除雪を」という依頼があつたということを知っております。研究者の方もこの道路を通るときに、上を見ながら「今日は大丈夫かな」と思いながら、スッと通っていくというような危険と隣り合わせの道路となっております。早急にその問題は解決していただくようお願いいたします。

それから、道路にも絡む話なのですが、1番目の科学都市構想で宿泊施設、会議施設とか、そういったものを整備していくのがメインだという話だったのですが、やはりその根本にあるのは、今の茂住坑内にある研究施設、これが世界最先端というようなところが足元にあると考えております。

そこで、柏木部長にちょっとお伺いしたいのですが、今年の2月上旬にフランスの研究チームが、カムランド内に研究設備を持ってきて研究をしたいという話がありました。観測するには、この茂住坑内、観測ロスも少なく良いデータが取れる理想的な環境だ、ということで、こちらを選ばれました。

しかし、この設備は1個の物であつて分割することができないもので、20トン以上の重量の物でした。この設備を運ぶときに、跡津川線が大型車の通行が不可能なため、その理由で、ほぼその理由で飛騨市を諦めて、持って行った先がイタリアに設備を持って行って研究したということがありますが、こういったことはご存じですか。

◎議長（内海良郎）

答弁を求めます。

□企画商工観光部長（柏木雅行）

ただいまのご質問でございますが、飛騨市先端科学都市構想で懇話会が行われております。その中で、平成24年10月から平成25年12月までの6回行われておりまし

て、東北大学、東京大学の先生方も参加されておりました。私も事務局として参加しておりましたが、その中で今議員おっしゃったようなことは聞いておりませんし、今回初めてお聞きしたところでございます。以上です。

○1番（前川文博）

実はもう一つ、現在進行形のことでもありまして、将来の研究設備施設の候補地としてMIT、マサチューセッツ工科大学が小型加速器をカムランド内に持ちこみ、新たな研究をしたいという話があるのですが、そういったことは懇話会とかで聞かれたとか、何かそういうことはありますか。

◎議長（内海良郎）

答弁を求めます。

□企画商工観光部長（柏木雅行）

すみません。ただいまの議員おっしゃったことも、ただいま初めて聞かせていただきました。

○1番（前川文博）

これは、昨日ちょっと東北大さんのほうへ行きまして、最終確認をして本当の話だったので今日しゃべらせていただいたのですが、MIT、マサチューセッツ工科大学のほうから日本に設備を持ってきて、今、カムランド内にあるZENの研究が終了した後の研究候補として挙がっております。こういった設備を持ってきて研究をするというのは、3年から5年のスパン。国費の予算とかも大体5年で付きますので、そういった感覚で研究が行われ終了していくと。計画から研究開始までの期間が非常に短いということを言われておりました。

この設備もですが、直径が4メートルあり、全部組み立てると数百トンの重量になるそうです。丸い部分の直径部分を4分割して、さらに分割して分けたとしても、やはり小さくしても20トン以上、1個の重さが20トン以上の重量になると予想されております。こういった設備は、分割すればするほど精度が落ちたり、あとのメンテナンスが大変だということで、極力大きな状態で輸送して搬入をしたいというのが、研究者の方のご意見でもありました。

このように、研究設備の移転の話は今後もあると思われれます。現在、道路事情が悪いということで他地域に行ってしまったのもありますし、今のMITのほうも道路の運搬ができないということを理由に、多分話がなくなるのではないかなという、今予想をしてみえます。今後研究、こういったことがいろいろと来て進めるのに、スピードが大切なのです。先端科学都市構想に向けて今、一歩踏み出そうとして構想の報告書がまとまりましたが、迅速に対応していかないと、せっかく新たな研究施設が来て世界的な研究者が集まっていこうという話が、どんどん逃げていってしまうことになります。今、先端科学都市構想、研究者の居住施設、生活環境機能の確保、受け入れ態勢では宿泊施設、会議などの開催場所の確保とあります。そして、そこに集まってくるということになる

と、最終的には現地施設へ大型バスに乗って見に行くということにもなっています。

今回、最初にも言いましたが、この報告書の内容は最初の構想ということで、これから提案して進めていくということではあります。国に任せるといったような内容です。依存しているだけでは、本当にいつのことかわかりません。こういった、来ようとしたけどよそに行ってしまったという事例もありますし、今後市として先端科学都市構想に積極的に取り組んでいかれるとは思いますが、その辺の要望活動を2年間、この構想の中には2年間でということでもありますし、さっきロードマップをまだ示せない、協議会を作って着実に要望活動をしていく、というのがありますが、この2年間で本当にそれに向かっていくことはできますか。

◎議長（内海良郎）

答弁を求めます。

△市長（井上久則）

新しい研究施設が中に入るといふようなことにつきましては、今日初めて聞きましたものですから、ちょっとびっくりしたわけですが、それが跡津川線が原因でということにつきましては、本当にどうかということはありませんが、今、重力波の望遠鏡を造るものについても、もし持ち込めなければ、仮設をしてでも持ち込むという方法があるわけですが、いろいろな方法があるということですので、そういったことがあれば、市のほうへ相談をしていただければ市道でございますので、いろいろなことが考えられたのではないかと、イタリアのほうへ行ったという、その前に1回話ができれば有り難かったなという思いを率直に思っています。いろいろなことができるというふうに思っておりますので、これからはそういうことの話がございましたら、ぜひお願いをしたいというふうに思います。

また、この先端科学都市構想につきましては、学校との兼ね合いもございます。そういったことで、これから詰めていくわけですが、うちのほうの目標としては、やはりしっかりとした目標を持って向かわなければ事は進みませんので、「いつでもいい」といふような気持ちではなく、やはり計画を、2年なら2年というものを持って、それにはどうしたらいいかということこれから先生方と詰めて、積極的に活動を展開していきたいという思いでございます。

○1番（前川文博）

ありがとうございます。私もこの話を聞いたのは1週間前でして、昨日最終的にもう1回確認したのですが、やはり、研究者の方は自分の研究をやるほうが一生懸命で、要望活動というのは、文科省の研究予算のほうには若干やられてみえるのですが、そういうことはあまり慣れていないということで、また市のほうとしてもそういう情報収集をしていただいて、何かそういう話があれば今の仮設でも結構ですけれども、本来はその道を早く造れば済む話ですので、そういったことで対応していただきたいと思っております。

今のMITですが、こちらのほう宇宙丸ごと創生塾飛驒アカデミー夢のたまご塾の名譽セミナー長、この方が1990年にノーベル物理学賞を受賞されたジェローム・フリードマン、MITの教授なんですね。この方が、MITの教授を2004年のときにはしてみえて、ちょっと今情報がどうなのかわかりませんので、2004年のときにはされてみえたと。夢のたまご塾が開講した2004年のプレセミナーでは、この神岡へ来ていただいて小柴昌俊東京大学名誉教授と一緒に、二人一緒ではないのですが、ノーベル賞受賞者ということで講演をしていただきました。世界を舞台にされた方が、こちらの飛驒市のほうへも来てみえと。今後、先端科学都市構想となると、ますます世界に目を向けていかなければいけないということで、いろんなことも、この都市構想も、迅速に実現していただきますことを期待いたしまして、一般質問を終わらせていただきます。

〔1番 前川文博 着席〕

◆休憩

◎議長（内海良郎）

ここで暫時休憩といたします。

（ 休憩 午後1時55分 再開 午後1時56分 ）

◆再開

◎議長（内海良郎）

休憩を解き、会議を再開いたします。次に4番、洞口和彦君。

〔4番 洞口和彦 登壇〕

○4番（洞口和彦）

議長のお許しをいただきましたので、質問させていただきます。今、質問された前川議員の先端科学都市構想は、前回私が質問した事項でもございますし、何とか実現に向けてということで、私は質問のたびに「かぐら（KAGRA）」の用紙入れに入れて待っております。まさにこれは三極点構想でやっていますので、いろんな部品がイタリア、アメリカ、日本、その中でいろいろ取り組まれ研修されていくものと期待しますし、特に飛驒市がまとめたこの構想が1日も早く実現しまして、何とか科学者が、それから関係者が飛驒市にとどまっていたくような施策を、早急に意欲を持ってやっていただきたいと思っております。

私は、福祉の問題2点について質問したいと思います。福祉の問題でございますので、優しい気持ちで心を込めて質問させていただきたいと思っております。

1点目は、ふるさと福祉村についてご質問いたします。ふるさと福祉村は、県が主導した国、県、市町村で提供する公的サービスや、社会協議会等が実施する地域福祉活動

と連携しながら、地域で求められている生活支援サービスや福祉教育、人材の育成などに取り組む地域福祉活動組織です。

年をとっても、障害が出てきても、住み慣れた地域で安心して尊厳を持って暮らすために、支え合いや助け合いの福祉コミュニティ作りを目指したものでございます。飛騨市では、今までふるさと福祉村の取り組みが、地域福祉活動にどのように影響し、また住民がどのように運営に携わり、どのような実績を得たのか。また、今後どのような方法で運営されていくのかについて伺いたいと思います。

一つ目に、ふるさと福祉村施策の経緯と実績について伺いたいと思います。ふるさと福祉村は、岐阜県が「日本一住みよいふるさと～岐阜県」を目指した一環として、ふるさと福祉村の理念や取り組みを普及、啓発するとともに、各ふるさと福祉村のネットワーク作りや、先進的・モデル的な取り組みを行うために、平成15年ころから始めた補助金助成やサポートする事業です。

また、介護に関する不安から解放され、安心して老後を迎えることができるよう、医療、福祉団体などと協働し終身介護システムを地域に構築するための事業でもありました。約10年間に及ぶふるさと福祉村施策の飛騨市における経緯と、実績効果についてお伺いしたいと思います。

二つ目には、ふるさと福祉村施策の今後の展望とあり方についてお伺いいたします。飛騨市では、「古川ほった森ふるさと福祉村」と「山田ふるさと福祉村」が設置されていますが、今後の取り組みについてどのように活動していくのか伺いたいと思います。

また、岐阜県各地では、当時各市町村において福祉村施策が活発に取り組まれておりました。しかし、現在はどうなっているのかについても伺いたいと思います。

三つ目には具体的な問題でございますが、山田福祉村の管理についてお伺いいたします。2005年4月24日に設立された山田福祉村は、設立当時は飛騨市の管理下であり、山田公民館の役員が福祉村理事長として流葉老人クラブ、民生委員、区長等が協働して運営、管理されていたと思います。現在はどのように管理され、また今後どのように運営されていくのかについてお伺いしたいと思います。

◎議長（内海良郎）

答弁を求めます。

〔市民福祉部長 谷澤敦子 登壇〕

□市民福祉部長（谷澤敦子）

それでは、洞口議員のご質問にお答えいたします。はじめに、ふるさと福祉村についての1点目であります福祉施策の経緯と実績についてお答えいたします。

議員が述べられましたように、「ふるさと福祉村」とは、高齢者が住みなれた地域で生涯を安心して豊かに暮らせるよう、各地域で福祉、健康、医療などを中心とするネットワーク作り、生活支援サービスを提供することにより、地域社会における21世紀型「地域コミュニティ」の形成を図ることを目的として、平成15年度から平成17年度まで

岐阜県が推奨し、地域住民が自主的に行う地域コミュニティ事業の立ち上げを支援する事業であります。

これを受け、飛騨市では、旧町村1カ所ずつ4カ所を目標に事業展開してまいりましたが、実施されたのは古川町と神岡町の2町であります。その中で、古川町では「古川ほった森ふるさと福祉村」と称し、飛騨寿楽苑を拠点として、古川町の1区から3区の地域を1つの福祉村地域として進められました。特に、この地域の高齢者から子供までの一体活動と情報交換による福祉村コミュニティの推進および従来の活動の継承を目指すことを目的として設立されました。

神岡町では、「山田ふるさと福祉村」と称し、山田地域福祉センターを拠点に山田地域を1つの福祉村として進められました。山田地域は、保育園が統合され、また小学校が統合され、地域の活力が減退しようとしている中、地域の活性化と活力の増加を進めることを目的として設立されました。

実績につきましては、古川ほった森ふるさと福祉村は、現在、1区から3区の住民、寿楽苑の高齢者および増島保育園の園児とで8月には夏祭りを実施し、そのほか福祉ふれあい公園の清掃活動、寿楽苑の行事、増島保育園の行事への参加を行い、地域のコミュニティ交流が継続されています。

山田ふるさと福祉村は、山田地域の住民が中心となり公民館、区長会、老人クラブ、女性会、PTA、民生委員、趣味の会により構成され、いきいき健康体操、健康いきいき講座、グラウンドゴルフなどの各種老人クラブ活動や、女性会活動、趣味の会の活動、合同の夏祭り等が開催されています。山田地域福祉センターの使用状況は、平成24年度ではございますが、153人の方が延べ3,000回使用されており、人口減少が見られる中、地域コミュニティが継続的に実践されています。

続きまして、2点目のふるさと福祉村施策の今後の展望とあり方について、であります。飛騨市における、ふるさと福祉村の今後の取り組みについてであります。古川ほった森ふるさと福祉村につきましては、現状でも申し上げましたように、今後についても地域福祉活動が実践されることと考えます。

また、山田ふるさと福祉村につきましては、人口減少が続く中、拠点である山田地域福祉センターの維持管理について課題はありますが、地域福祉の活動の継続は必要であると考え、市としましても継続して活動いただけるよう推進してまいりたいと思います。

また、岐阜県下でのふるさと福祉村の活動状況ですが、平成17年当時は40団体が実施しておりましたが、現在はこの制度も終わっており、実態につきましては把握できておりません。現在も継続して行っている所について例を挙げますと、大垣市の青野ふるさと福祉村の活動は、高齢者を中心としたサロン事業、例えば介護予防事業ですとか、食事会、音楽療法などですとか、三世代ふれあい事業として町内クリーン活動、100円喫茶、盆踊り大会などの活動を現在も実施されています。各務原市のふるさと福

祉村では、在宅介護講演会、脳の活性化落語会などの公開講座を中心とした活動を行ってみえます。また、岐阜南部ふるさと福祉村では、ヨガ教室、ダンス教室、書道教室などの生涯学習を中心に活動をされてみえます。

現在も県下で活動しているふるさと福祉村は、岐阜県が実施した事業を起因として、住民コミュニティが育ったものと考えます。

3点目に、山田福祉村の管理についてお答えいたします。ふるさと福祉村事業は、地域コミュニティを促進するため、地域住民が自主的に行う地域コミュニティ事業の立ち上げを支援する制度であります。したがって、山田ふるさと福祉村は市が管理するものではなく、地域が主体的に地域コミュニティの場として山田地域福祉センターを運営しているものでございます。ただし、センター自体は市の施設であるため、施設管理経費ですとか補修修繕費等につきましては、公費にて支出しております。

また、現在は、山田公民館副館長がふるさと福祉村の理事長を兼務されていますが、もともとは別組織であったものを、平成20年より地域の協議で統合されたものであり、この件に関しましては、市が容認させていただいたものであります。

今後の管理運営につきましては、「障がいのある人を支える会」が、山田地域と共生社会を目指して山田地域福祉センターの使用を要望されており、現在、市、山田地域で協議中ではありますが、市としましては山田地区からの「袖川会館と山田地域福祉センター2つの施設維持管理が大変であり、市直営の管理に戻してほしい」との要望を考慮し、決定したいと考えております。

しかし、ふるさと福祉村事業によって立ち上がり、築かれました地域コミュニティ事業は有意義なものであり、今後も継続していただくことを強く希望いたします。

〔市民福祉部長 谷澤敦子 着席〕

○4番（洞口和彦）

ありがとうございました。

まず一つ、この福祉村制度というのは介護保険ができる序章として、この事業が円滑にいくためにできたというふうにも聞いています。飛騨市は介護保険、今うまくいっていますけれども、この事業はそれらの序章として役立ったのか。全然関係なかったのか。その点について伺いたいと思います。

◎議長（内海良郎）

答弁を求めます。

□市民福祉部長（谷澤敦子）

お答えいたします。地域コミュニティがやはり何よりも大事な中では、そういう施策が本当はもう少し浸透していくことが、きっと当初の目的ではあったかと思えますけれども、今議員がおっしゃったように、その事業が大事な役割を果たしたということは思っておりますが、改めて今介護保険制度の中で動いているものとの、共存しながらまた向かっていくということには、また一つ課題があろうかとも感じております。

○4番（洞口和彦）

先ほど細かく説明されました飛騨市の福祉村、古川ほった森福祉村と山田福祉村ですが、いろいろ経緯について話されましたけれども、できた当時は、古川のほうは2年ほど早くできたのですか、ございますけれども、先ほど言われましたように古川のほった森というのは、地区の区長1区から3区というところが主体となって寿楽苑や、最初は老人クラブとか婦人会、子供会が一緒になって、それらの行事をやっていくというふうに決められていたと思うのです。先ほどの説明では増島保育園が入って、保育園の行事主体にしながらやっているということですが、若干変更がありますね。

それから山田福祉村のほうは、老人クラブとかいろんな団体というふうに話されましたけれども、ここは最初から、もちろんそういう希望はあったと思うのですが、公民館行事の拠点として公民館行事は公民館でやっているのですけれども、その中に顧問的な立場として婦人会とか、老人会とかいろんな立場が入っていましたから会議とかに利用したということで、人数も増えていると思うのですが、できた当時と先ほどの説明と私は随分変わっているというふうに思っているのです。最初から最後まで、先ほど言われたような運用をされていたのでしょうか。

◎議長（内海良郎）

答弁を求めます。

□市民福祉部長（谷澤敦子）

お答えいたします。経過の中で今おっしゃったように、全てそのような運営がされていたかということにつきましては、今はっきりここで答弁することはできませんが、状況をお聞きした中では、あのセンターを活用しながら、地域の方たちがそこに集まって自分たちの学習をされたり、生きがいの活動をされたり、ふれあい活動に十分機能を果たしたというふうにお聞きしておりますので、そのような活動をされたというふうに理解しておりました。

○4番（洞口和彦）

趣旨は変わりませんので、そのような理解で結構だというふうに思います。

やはり、住み慣れたふるさとでこんな暮らしができればいいなとか、地域みんなが助け合ったり、支え合う暮らしがしたいとか、同世代同士、世代間同士が活発に触れ合いながら暮らしができるとか、いつまでも元気で生きがいを感じられる暮らしをつくる。これは飛騨市の目指しているところでもありますし、そういう利用価値というか、位置づけが福祉村にも、先ほど言われたようにぴったりだと思います。今後、活発となるようなご支援をお願いしたいと思いますが、先ほど言われましたように、次の質問にもちよっと関連してきますけれども、福祉村の利用でございますけれども、今、健康体操というのをやっておられます、市の生きがい課として。これは、ずっと続けていかれる予定ですか。

◎議長（内海良郎）

答弁を求めます。

□市民福祉部長（谷澤敦子）

この活動につきましては、広げていきたいというふうに思っておりますし、山田地区におきましても今、積極的に自主化に向けて動いていただいているというふうに聞いております。少しでもたくさんの方に参加いただくようにして、この介護予防事業、元気体操等を広めていっていただければというふうにし、広めていくべく包括支援センターを中心に頑張っていきたいというふうに思っております。

○4番（洞口和彦）

その件については、ぜひよろしく。やはり、年寄りの方は特に冬は運動不足ということで、歩いてみえますけれども危険ですから、今かなりの年齢幅を含めてやってみえると思うのです。だけど今は15回ですか、期限を持ってやってみえますから、まだ続けたいという形で有志でずっと進められている。これにも何とか、ご援助をお願いしたいというふうに思います。

では、引き続き2点目の質問をさせていただきます。障がい者と健常者の交流について、ということをお願いしたいと思います。

先月の2月14日でございましたけれども、「普通に生きる」と題したドキュメンタリー映画が上映されました。

この映画は、重度身体障害者の親たちが中心となって、子供たちの自立を目指し、施設の設定に奮闘された静岡県の富士宮、富士市の取り組みの記録映画でございました。障がい者の親たちが自ら主体的にこれを計画し、取り組まれたこと。その熱意ある現実の行動や取り組みが市や県を動かし、二つの施設が設立されたということ。それから、何よりもうれしかったのは、親たちがそれらの戦いを通じて、それからそこへ通う運動の中で、子供に変化が起こったのはもちろんでございますけれども、親同士が本当に子供から感動を受けた、そのように申されたことでもございます。今後、障がい者の自立に向けた取り組み等々、障がい者対策に大きな指針を与える記録映画ではなかったかというふうに感動いたしました。

しかし、今一つ残念だったのは、ちょうど14日から雪が降りまして、参加者が30名に満たなかった程度でございましたので、そのことは非常に残念でございました。

飛騨市でも昨年、飛騨吉城特別支援学校が開校し、喜びに浸っていたばかりでございましたが、もう先日には卒業式が行われまして、今後障がい者の長い人生の居場所の定着が求められるところでございます。

飛騨市が求める福祉施設の充実や、平等な住民サービスを理想として「市民がいつまでも安心して暮らせるまち」を目指している飛騨市。今後の取り組みは重要だと考えます。福祉の取り組みは、合併10周年で整備された土台に据える大きく大事な柱になると考えます。そこで、今後の取り組みについてお伺いしたいと思います。

一つ目には、山田地区のふれあう施設についてお伺いいたします。市長は先日、飛騨市合併10周年の新聞インタビューにおいて、福祉部門での取り組みについて、山田地区に障がい者と健常者がふれあう施設を設けるよう準備すると話されております。具体的にはどのように進展していくのか伺いたいと思います。具体的にそのような施設を将来的に考えて、新設を考えているのか。また、予算の中で山田地域福祉センターの中に、沐浴室やボイラー整備費が計上されていますので、とりあえずは既成の建物、山田地域福祉センターを使用されるものと思います。使用される場合の耐震やバリアフリーについて、どう対処されるのかお伺いしたいと思います。

二つ目には、飛騨市障がいのある人を支える会への支援策についてお伺いいたします。平成20年6月に設立され、25年にはNPO法人を設立され、多くの会員に支えられて「障がいのある人もない人も安心して暮らせるまちづくり」を理念に、次の目標に向けて取り組んでみえます。

一つ目には、共生社会の実現でございます。障がい者の居場所づくりを目指しながら、子供から高齢者まで巻き込むまちづくり、お互いに認め合い支え合う社会を目指すということ。

二つ目には、社会資源、福祉サービスと雇用の創出でございます。障害の種別や程度を問わずに、障がい者が必要とする福祉サービスの拠点づくりでございます。

三つ目には、障がい者の就労と社会参加でございます。地域の問題解決、隙間での仕事、地場産業との連携などから障がい者の仕事を掘り起し、社会の一員として貢献するというところでございます。

四つ目には、生涯にわたり途切れのない支援体制の実現です。これらの目標が実現できれば、福祉政策は実を結び、市民福祉部の懸案事項でもございます、障がい者の居場所づくりを目指して解決させるという思いに達するのではないかと思います。

しかし、市や県の支援、補助なくして目標の実現はありません。力強い支援策についてお伺いしたいと思います。

三つ目には、障がい者の雇用対策についてお伺いします。障害者雇用促進法において、従業員が50人以上の民間企業に対して、労働者の2%以上、国、地方公共団体等は2.3%以上に相当する障がい者の雇用が義務付けられています。飛騨市および市内企業の障がい者の実雇用率は、どのようになっているのかお伺いしたいと思います。

また、飛騨市では障がい者の支援策として、障がい者就業体験支援事業や障がい者支援給付就労移行支援費等の取り組みがされています。これらの実績と支給結果についてお伺いしたいと思います。

また、社会福祉法人「めひの野園」による飛騨地鶏流葉牧場、これは仮称でございますけれども、計画の就労継続支援B型事業所定員15名の計画の推進状況についてお伺いしたいと思います。また、飛騨地鶏流葉牧場への架橋および市道第6号線、先日、予備設計が行われておりますが、今後の展望についてお伺いしたいと思います。

◎議長（内海良郎）

答弁を求めます。

〔市民福祉部長 谷澤敦子 登壇〕

□市民福祉部長（谷澤敦子）

それでは、洞口議員ご質問の2点目であります、障がい者と健常者との交流についてお答えいたします。

はじめに、山田地区のふれあう施設とは、でございます。岐阜新聞の記事に関してのご質問ですが、先般の発言につきましては、「障がいのある人を支える会」が「山田地域で障がい者支援事業ならびに地域交流事業を実施したい」との市への要望に応えたいと思ひ発言したものであり、具体的には、施設についても市側が示すものではなく「障がいのある人を支える会」の想いを尊重し、担当課と協議しながら進めていきたいと考えています。

また、現在活用を検討しております山田地域福祉センターについては、耐震基準を満たしており、福祉村設立の際にスロープ等も設置してあるので、バリアフリー対策を講じている建物であると考えています。事業拡大が図られ施設が十分機能しなくなった場合には、新設も考えていきたいと思ひますが、現在のところは考えておりません。

なお、議員もおっしゃいましたが、新年度予算では、障がい者の方を支援するために「障がいのある人を支える会」の要望に応え、沐浴室を改修し、介護可能なトイレと温水シャワーの設置に係る費用を計上しております。

2点目に、「飛騨市障がいのある人を支える会」への支援策は、についてお答えいたします。「障がいのある人を支える会」は、平成20年に「障がいのある人も安心して暮らせるまちづくり」を目指し発足し、その間、飛騨吉城特別支援学校設立に係る活動を中心に行われ、平成25年度開校に至りました。その後、支える会は、次の目標として、議員が述べられましたように共生社会の実現のため、平成26年度スタートをしようとNPO法人化の準備を進めてまいります。

障害者福祉を推進していくためにも「障がいのある人を支える会」と今後も今まで同様に意見交換を行い、事業実施の状況も踏まえ、具体的な支援につきましては現在検討しているところでございます。

最後に3点目の、障がい者の雇用対策についてお答えいたします。本年度4月の障害者の雇用の促進に関する法律の改正に伴い、障がい者の法定雇用率が1.8%から2%となり、雇用を義務付けられる民間企業の対象が、従業員数56人以上から50人以上に変更となりました。

市内で雇用義務が生じると思われる企業数でございますが、不確定ではございますが24社くらいあると思われます。実雇用率につきましては、これも飛騨市だけのデータはありませんが、飛騨管内ハローワーク調べでは、25年6月1日現在ではございますが、年度途中のデータではあります。1.84%と下回っており、また、法定雇用率を

達成した企業の達成率は60.7%となっております。

まだまだ障がい者雇用に対する理解が進んでいない状況にあるかと思えます。なお、この法定雇用率が達成できなかった企業について罰則というものはございません。ちなみに、飛騨市役所での障がい者雇用率は2.95%であり、国、地方公共団体の法定雇用率2.3%は上回っております。

次に、障がい者就業体験支援事業の状況でございますが、本年度4月からの事業であり、現在までこの事業を利用した特別支援学校の生徒は6名おみえになります。受け入れ企業は市内4社、市外で1社であります。

次に、就労移行支援事業についてですが、この事業は、一般就労を目指す障がい者の方が、企業の建物等において清掃作業等の軽作業実習を支援員と行い、能力を高めていく訓練を行う事業でございます。

この事業を行う事業所が飛騨市にはないため、高山市にある3つの事業所、ぷりずむ、はたらくねっと、ウエルコミュニティ飛騨でございますが、に飛騨市の障がい者が現在5人通ってみえます。そこから1名飛騨市役所の清掃員として就職できた方がみえます。

社会福祉法人「めひの野園」による飛騨地鶏流葉牧場の就労継続支援B型事業所の進展につきましては、昨年度より社会福祉法人と協議を重ねる中で、現在のところこの事業所を利用する希望者が少数であるため、状況を確認しながらしっかり進めていきたいと考えております。また、架橋および仮称ではございますが市道第6伏方線の予備設計につきましては、ルート検討のみであり、今後の展望については、この計画の進捗状況に応じて進めていきたいと考えております。

〔市民福祉部長 谷澤敦子 着席〕

○4番（洞口和彦）

飛騨市の実質雇用率、先ほど私ちょっと聞き間違いかもしれませんが、2.29%で上回っていますというふうに答えられたと思うのですが、2.3%ですので国は上回っていますか。

◎議長（内海良郎）

答弁を求めます。

□市民福祉部長（谷澤敦子）

お答えします。2.95%ということで。申し訳ありません。

○4番（洞口和彦）

大変失礼いたしました。飛騨市は非常に関心があって、かなりの人数を雇っていただいていうことで、本当に率先してやっていただきたいというふうに思っています。

最後のほうからいきますが、流葉の鶏の関係で、15名の設備をしたいというふうに向こうの理事長さんが申されていますね。ところが、実際造った場合に、ここに入られる方が少ないので、造る気はあるけれども今見合わせているということですか。現在、

何名くらいしか希望されていないのでしょうか。

◎議長（内海良郎）

答弁を求めます。

□市民福祉部長（谷澤敦子）

お答えいたします。今、担当課のほうで希望を聞いているのが1名でございます。

○4番（洞口和彦）

では今、市はあえて希望者が15名以上にならないと、建設は要請しないということでございますか。

◎議長（内海良郎）

答弁を求めます。

□市民福祉部長（谷澤敦子）

お答えいたします。今、考えておりますのは、B型事業所に移行する前に地域活動支援センターと言って、これは障がい者の方がそのセンターへ通って技術等を身に付けてもらいながら社会交流を図るという事業なのですが、そういう形で希望者の方がおみえになれば、地活センターとしての委託をお願いすることは可能であります。このことについて「めひの野園」の担当の方とも話をしながら、1名ということではなかなかあれではございますが、もう少し希望される方がおみえになれば、地活センターとしての事業も考えながら、人数を見据えながらB型支援事業所の設立も視野に入れていきたいというようなことで、決して何もしないということではございませんので、よろしく願いいたします。

○4番（洞口和彦）

よくわかりました。1名だけということですので、どの辺まで調査されているのかについても、若干希望からいってもっとあると思うのですけれども、また今後、そういった取り組みについては積極的にお願いしたいと思います。

それから、山田地域福祉村センターですけれども、そこに今拠点を置くということでもございました。これも、あくまでも市が提供するのではなくて、向こうの希望に沿ってということでしたが。実は、私は前からずっと山田生涯学習会館に拠点を置きたいということで、あそこは耐震化等々ができていないから無理だろうという答えでございましたが、その話は急きょ福祉村のところへ行きて、あえてこれは向こうから福祉村へそういう拠点を作ってほしいという希望があったのでしょうか。

◎議長（内海良郎）

答弁を求めます。

△市長（井上久則）

このことにつきましては、旧の山田小学校、この一部を借りたいということが事の始まりでございます。しかしながら、あそこの施設につきましては電気は切れているし、下水道もということもございますが、体育館のほうは使えるようになっているのですけ

ど。そして、市のいろんな物が置いてあるというようなことも含めまして、いきなり大きな建物に行くよりも、今手始めに旧の保育園の所で拠点置いて動き出してみたらどうですかという話を、私のほうから持ちかけました。それで、現場を確認していただきながら、とりあえずあそこを拠点として動いてみるということでございまして、先ほど部長が言いましたように、あそこが軌道に乗って、本当に手狭でいろんなことが不便なことになれば、また山田小学校のほうは将来的にはつぶさなければならぬものですから、その空き地に建てることもやぶさかではないというような話もさせていただいたのは事実でございます。

しかしながら、実際にNPO法人になってまだ動き出しておりませんので、今の保育園の所でとりあえず動き出すと。それには、トイレの整備とかそういったものについては、うちのほうで積極的に応援をさせてもらうということで、今始まりかけたということでございます。

○4番（洞口和彦）

私も山田学校では、若干無理だというふうに思っていましたので積極的に取り組んでいただいて、これはこういう施設が持てるということは、特に昨年NPO法人化していますし、良いことだと思っています。歓迎しています。

それで、あそこはやはりバリアフリー化も耐震化も十分だということは初めて聞きましたので、私地元におりながら、かなり古い建物ですから耐震化はなされていないと聞いていましたので、大変申し訳ございません。

では、事実上、あの福祉村を障がいのある人に、いくつか部屋があるわけですが、どの部屋をどういう時間帯で貸し出すおつもりですか。

◎議長（内海良郎）

答弁を求めます。

□市民福祉部長（谷澤敦子）

お答えいたします。現在、担当と支える会の方、地域の方ともお話をしながら、事務所機能としてはここが良いとかということはあるのですが、実はあそこは健診もやらせていただいたりもあるものですから、そういうときに使い勝手の良いようにということは今、具体的な部屋の使い方について協議をさせていただいておりますので、大体想定はもちろんできておりますけれども、最終的な結論はもう少し後になろうかと思いますが、4月早々に改修等もありますので、早い時期に決定したいというふうに思います。

○4番（洞口和彦）

ということは、まだ未定ということですか。どの部屋をどのくらい貸し出すということについて。いつから始める予定で、それは進めていらっしゃいますか。

◎議長（内海良郎）

答弁を求めます。

□市民福祉部長（谷澤敦子）

お答えいたします。改修等につきましては、新年度になって早々に向かいたいというふうに話しております。あと、その使い方については、実際にどのような形で使っていかということについて、今議員がおっしゃったように、最後の詰めということになりますので、早い時期には決定したいと思いますけれども、その部分については若干未定になっているというふうにご理解ください。

○4番（洞口和彦）

今、飛騨市山田地域福祉センター条例の7条ですけれども、あその部屋を使う場合について使用料を限定してございます。あの使用料の書き方は、1日だと2,100円、4時間ですと1,050円ですか。これはほかの体系と比べてどうなのかということと、例えば部屋1部屋借りればいくらとか、大体普通はそうですよね。あれは、2,100円で全館が1日借りられるということなののでしょうか。料金体系についてお伺いします。

◎議長（内海良郎）

答弁を求めます。

□市民福祉部長（谷澤敦子）

お答えいたします。今、料金体系についても見直しているところであります。なぜならば、使っていただくとき、今管理につきまして市に戻ったときに、山田地域の方たちがご利用されるときに使用料等をどうするかということも出ております。それも併せて見直しをするということで、今担当課のほうで、ほかの施設との整合性も当然あるものですから、見直しを行った上できちんとお示ししたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○4番（洞口和彦）

料金についても、こういう事業でございますので支援という意味で、大きくやはり市が譲歩されるように希望しております。

それから、私の聞いた範囲では、この今入られる方たち「障がいのある人を支える会」については、やはり地域に根差して一体となって自然に交流できるもの、そういう場所を望んでいると言われているのです。この人たちの目標は、障がいのある人が障がいのない人と同様に、同じ能力と適性に応じた雇用の場に就き、地域で自立できる生活を送ることができるような雇用対策を推進するために、まず袖川地域で皆さんの理解と協力を得ながら、行政と協働して事業展開をして、安全で安心して暮らせる地域のモデルを目指すというふうになされているのです。

そこで行政にもいろいろと注文なり、要望をされていると思うのですが、地域と行政とみんなの会が協働できるような、特に先ほど聞いてみますと袖川地域では今、子供さんたちが遊ぶ施設ですから、片方で事務しながら、体操しながら。協働ではいろんな人が入ってみればふれあいがあって、良い傾向にはあると思うのですが、何しろやはり場所が狭いわけですから、例えば納涼祭とかは全館使いますし、体操などをすれば舞台

の一番いい所を使いますし、そういうときには休んでいただかないとか、いろんな共存についての問題があると思うのです。あえて地域の方にも、私も今一応区長関係では顧問をさせていただいていますし、公民館関係では委員でございまして、いろんな形で申し上げているのですが、最終的には私たちは交流して溶け込んで事業をやらないと、真の求められているものについては、ただ場所を貸してあそこで遊んでしているよということではできませんけれども、ちょっと意に反するものになってくるのではないかと。場所は確保できたけれども、交流がなかなかできていけない。もちろん先ほどありました、ここは福祉村ですから、老人会ならゲートボールではございませぬけれどもいろんなゲームをやっていますし、その中で取り込めるような施策というのは、ぜひ必要だと思うのです。もちろん地域も努力しますが、協働できる事業を、市が。そのようなものは、何か考えていらっしゃいますか。

◎議長（内海良郎）

答弁を求めます。

□市民福祉部長（谷澤敦子）

お答えいたします。今、支える会の方たちとお話をしている中では、支える会の方たちの熱い思いもございまして。こんな事業を展開したいというふうに言ってみるものがあるものですから、今議員がおっしゃったように、また地域をそこに巻き込んで一緒になってやっていくとか、即これがというものが、今ここで即お答えできかねるのですけれども、ですが今からスタートするものであります。お互いのことをいろいろと語り合ってもらいながら、今できることを少しずつやっていくということで、その中で地域の方に相談をかけさせてもらったり、事業をやるときに声をかけたりというようなところから、一步一步進めていければいいかなと思っておりますが、最終的な大きな目標のところにはまだまだ難しいものがあるかと思っておりますけれども、まずスタートとしてはできることから、支える会の思いと地域の方も一緒になってできるものを見つけながら共生してというところで、市も一緒になって応援していければと思っておりますので、ちょっと答えにはなっておりませんがよろしくお願ひいたします。

○4番（洞口和彦）

ぜひ、地域とこの方々、行政が一体となって目指すものを見つけられるような努力をしていただきたいと思います。

それから、実は福祉部の問題として、今年の懸案事項の中で残されたもの、障がい者の就労の居場所づくりを目指すという形で、山田地区に拠点を置いて子供から高齢者を含めた共生できる社会を目指して、地域と理解して協力を得られるような事業を進めるという目標を掲げてみえます。その一端で、今言った拠点を山田に置いてくれるということですから、これはできましたけれども、先ほどの関連ですけれども子供や高齢者を含めて、向こうの方だけではなくて共存ができるような。それから地区が理解できるような。そういう事業を進めていっていただきたいと思います。

それから、この就労の居場所づくりの関係で、福祉部では市内の障がい者のニーズ調査を行い、障がい者の現状把握を行い支援していきまうというふうには総務委員会の中で申されておりますけれども、これらについては、先ほどの就労者の鶏のほうの関係でも調べられてはいると思うのですけれども、全体的に障がい者の現状把握を行い支援することですが、それはどのように進展していますか。

◎議長（内海良郎）

答弁を求めます。

□市民福祉部長（谷澤敦子）

お答えいたします。今、実態調査としてアンケート調査をさせていただきました。その結果を担当課のほうで分析をしております。もう少ししたらお示しできるようになるかと思っておりますので、今しばらくお待ちいただければと思っておりますが、いろんな意見を聞かせていただいている状況にはありますので、よろしくお願ひいたします。

○4番（洞口和彦）

まさに福祉の問題にふさわしいですね。きめ細かい回答でございましたし、本当にこれは温かい気持ち、やはりアメリカなんかでは障がい者という区別をつけていないという現状もございます。

それから、例えばこの就労のためには支援学校では掃除の勉強ですか、掃除はどうやってやるのかと。例えば、雑巾を何でこう重ねてふくのかと。片方を拭けば、片方は汚れますから、それを裏返しにして拭けば倍掃除ができるという、そういう授業が実際に自分たちで教科書を作って、実際に社会に出たら役立つようなこともやってみえるそうです。

また、ビルの清掃工場等とか、県の教育委員会ではそういうところと共存して、そこから支援学校に教師を送って勉強したり、それから支援学校の生徒が実際にそういう場所に行って勉強していると。卒業した後の進路について、一生懸命どうやったら役立つか、そういうことを勉強してみえますし、現実に岐阜県の中でも進んでいます。ぜひ、飛驒市も、先ほど市長が言われて私も安心したのですけれども、何しろこの土台の上に立つ大きな柱です。そんな気持ちで、できることは全てやって、ぜひ健常者と共に暮らせる、そんな飛驒市をつくっていただきたいことをお願ひして、私の質問を終わります。

〔4番 洞口和彦 着席〕

◆休憩

◎議長（内海良郎）

ここで暫時休憩といたします。

（ 休憩 午後2時45分 再開 午後2時55分 ）

◆再開

◎議長（内海良郎）

休憩を解き、会議を再開いたします。次に7番、福田武彦君。

〔7番 福田武彦 登壇〕

○7番（福田武彦）

議長のお許しをいただきましたので、今日最後の質問をさせていただきます。私は大きく二つのことについて質問をいたします。

1番目に市民が持つ力の活用について、であります。急激な人口減少や高齢化が進む中で、私は職員を含む若い力や市民の力が今後特に必要になってくると思い、次の質問をいたします。

①若い世代が持つ力について、であります。最近、私が感じた次代を担う少年、少女の皆さんの活躍する話題を交えて、市民が持つ力、若い世代が持つ力について質問いたします。

一つは、2月1日の合併10周年記念式典のオープニングに演じられた古川中学校吹奏楽部の皆さんによる演奏です。わずか10分間でしたが、静かな音色に始まり、終盤の迫力ある力強い大演奏に感動いたしました。私は、飛騨市のこれまでの歩みと未来を思い併せながら、次代を担う中学生たちに心からの拍手を贈りました。

もう一つは、ソチ・パラリンピックに出場される岩本啓吾君の壮行セレモニーです。皆さん何人かの方からもそのことに触れられましたが、飛騨市役所をはじめ地元山之村地区の皆さんや、県庁では古田知事からも激励を受けられました。どべ、最後にならないように頑張るとのコメントが記事になっていましたが、今までのたゆまぬ努力が実を結んでの出場です。今日の新聞に、12日に出場されるとのことが載っていましたが、結果はどべになるうとも私は精一杯の声援を贈り、活躍を祈りたいと思います。

さて、そこで市長に質問ですが、市民の皆さん、ここでは特に中学生や高校生など次代を担う若い世代に絞ってお聞きします。市が取り組んでいる若者の力を引き出す施策、中高生が力を延ばしている具体的な成果を含めてご教授願います。また、これからの飛騨市の将来を託す若い世代に対して、こうしてもらいたいというような希望も聞かせてください。

昨年、市長が設置された教育懇話会からの答申、このことは私は質問しましたが報告書を受けたとお聞きしていますので、今回は教育長からではなく、市長の思いを答弁いただきたいと思います。

②市民の力の結集について、であります。次に、2月1日の中日新聞の合併10周年の特集には「市民を巻き込んだ市政への意欲」の見出しの中で、今後のキーワードとして地域活性化でまちづくり協議会のことに触れられ、今後の町を担う若者の人材育成も兼ね、まちぐるみで取り組む必要性を訴えておられました。

また、同じく2月1日の岐阜新聞の特集では、「故郷、次世代につなぐ」の見出しの中

で、市政運営にあたってはボトムアップの手法をとり、揺るぎない土台の上に、どんな家を建てたら良いのかを決めるのは市民であると語っておられました。

1点目の質問で「市民の個々の力を引き出す施策、引き延ばす施策」も肝心ですが、私は、その力を結集させ、あらゆる場面で飛騨市の総合力を高めることが、10年を経過したこれからの飛騨市に最も大切なことであり、市長としての腕のふるいどころであると思います。

平成26年度予算の主要施策を見ると、私が以前にも質問した「薬草シンポジウムの開催」がありますが、この薬草事業の振興こそ、携わる市民や企業、事業者の力を結集させ、食の分野や特産開発といった産業に結びつけることができる事業のひとつだと思います。シンポジウムの概要についてお聞きしたいと思います。

また、薬草以外にも、今回の予算では雇用拡大や地域活性化への重点項目として、観光や農業分野のソフト事業が数多く盛られています。ソフト事業は「知恵の出し合い、競い合い」と言われますが、市長は、これらソフト事業を展開する中で市民が持つ力、知恵をどのように結集させていくのか。平成26年度予算および施策に絡めてお答えいただきたいと思います。

③市民が持つ力、それを引き出し支える職員の生かし方について、であります。3つ目の項目では市民の力を引き出す、最前線にいる職員について質問いたします。私は、職員はそれぞれの分野で頑張っていると思っております。それを踏まえて質問いたします。

今年の大河ドラマ「軍師官兵衛」の主人公、黒田官兵衛は、織田信長や豊臣秀吉に従属した稀代の天才軍師として評され、「人は生かしてこそ、使いみちがある」との名言を残しています。翻って、市長が一国一城の主であれば、そこに従事する軍勢が職員、また城下の民は市民に例えようがあります。

官兵衛が言ったという「生かした人」とは市民や職員を指すと思いますが、市長が進めようとする施策に沿って、先ほどの1点目の市民が持つ力を引き出し、2点目のその力を結集させる最前線にあるのが職員ではないかと思います。

昨年、市長は農業支援センターを立ち上げ、農業振興の企画と農業振興の現場とを役割分担させながらも、農業振興のため包括的連携を目指されています。さらに、この4月からは観光協会事務局の庁舎内移転を協会に図られ、観光課との一体的な連携を目指すとのこと。このように組織の模様替えをしながら、農業、観光それぞれの分野での振興のために、時代にあった仕組みづくりを目指しておられるように思います。

最後に、飛騨市の総合力を高めるために市長に仕える職員の人材育成といった内面的な部分を含め、職員をどう生かしていこうとされているのかをお答えください。

◎議長（内海良郎）

答弁を求めます。

〔市長 井上久則 登壇〕

△市長（井上久則）

それでは、福田議員の質問にお答えさせていただきます。

市民が持つ力の活用について、でございます。1点目の若い世代が持つ力について、でございます。

議員が申されるとおり、次代を担う若い世代の活躍は、市民を元気づけ、飛騨市の活力の源になっております。

平成25年7月31日、飛騨市教育懇話会より、飛騨市の教育「これからの展望して」について報告書をいただきました。この懇話会では、飛騨市の教育の現状を認識し、取り巻く課題を幅広い視野から協議し、これからの飛騨市の教育の充実と発展について、さまざまな意見交換がなされました。

その中で、「小中学生が潜在的にもつ力を、顕在化させること」や「長い人生を、たくましく生きる力を身に付けさせること」の重要性が確認されました。

市が取り組んでいる若者の力を引き出す施策といたしましては、特色ある教育経営推進事業として、市内小中学校の特色ある教育振興活動を支援し、ふるさとを愛し、たくましく生きる児童生徒の育成に取り組んでおります。本年度「岐阜県ふるさと教育表彰」では、河合小学校と山之村小中学校の2校が優秀校に選ばれました。

また、異文化体験推進事業として、飛騨市の将来を担う高校生を対象に海外派遣研修を実施し、異なる文化や社会での交流体験を通じてたくましく生きる力と、まちづくりの中心的役割を果たす人材育成を目指しております。

また、児童生徒の確かな学力の向上を目指して、各小中学校では児童生徒一人一人にきめ細かな指導を行い、その子の持っている力を最大限に引き出せるよう取り組んでおります。本年度は、「伸びる子はさらに伸ばす」を目的に、中学校の数学においてスーパー少人数指導を始めましたが、生徒の学習意欲が一層高まってきたとの報告がありました。

平成23年度より始まった、飛騨神岡高等学校と神岡中学校および山之村中学校との連携型中高一貫教育においては、中高生による挨拶運動や部活動交流、高校生による出前授業等、中高生が関わりながら地域貢献活動にも積極的に取り組んでおります。飛騨神岡高等学校では、ロボットコンテストや俳句甲子園等、全国レベルでの目覚ましい活躍をされ、中学生にとってあこがれの存在となっています。

また、吉城高等学校で開催されました理数科課題研究発表会には、古川中学校の生徒も参加し、改めて高等学校の理科研究のレベルの高さを肌で感じ取り、将来の進路選択の幅が広がったと聞いております。

今後も飛騨市といたしましては、次代を担う若い世代が自分の持っている力を出し切り、夢や希望に向かって安心して学び続ける機会を提供し、ふるさと飛騨市を愛し、たくましく生きる力を身に付けてほしいと強く願っているところでございます。

続いて、市民の力の結集について、でございます。

まちづくりで成功している元気のある地域は、その地域の人たちが、地域の未来を考え活動しているところでもあります。そこで行政の必要な役割は、地域でそのような活動ができる仕組みをつくることだと考えております。

河合町地域振興協議会は、自主的に立ち上がりました。宮川町でも同様の動きがございます。まちづくり協議会でも交流促進部会や景観形成部会などは、自主的な活動を始めております。そこで必要なことは、行政は裏方に徹することでございます。そして組織に若者を取り込む努力をすることです。若者が未来について意見を述べ、活動する場を作ることです。また、活動を進めるにあたり最初に行わなければならないことは、現状を正しく認識することです。現状を正しく認識すれば、進むべき目標が明らかになるからでございます。

議員が例として挙げられた薬草の活用については、5月に開催される全国薬草シンポジウムに向け、各団体の方が集まり準備を進めているところでございます。シンポジウムを契機とし、薬草栽培、薬草料理、薬草茶など、それぞれの団体がアイデアを出し協力しながら継続的な資源活用に向け取り組みを行う予定でありまして、その取り組みに対し有用植物活用プロジェクト事業を通してサポートをいたします。

また、農業関係では、産地の農業生産を支える基幹的共同利用施設への補助を行うことにより産地構造改革を支援し、産地作りから流通、販売を確立し、さらには就農希望者へ農地の移転、貸付に協力する地主の方への協力金を交付し、地域一体となって生産販売基盤を強化する仕組みを考えているところでございます。

三つ目の市民の力を支える職員の生かし方について、でございます。自治体運営を進める上で行政の果たす役割は、市民の幸せを追求することございまして、この役割を達成するためには、優秀な職員が不可欠であると考えます。

当市では、人材育成基本計画を立て求める職員像を掲げ、研修計画に基づく計画に沿って育成を行っております。

求める職員像としては、一つ目に、高度・多様化する住民ニーズや住民の多様な価値観への対応ができる職員。二つ目に、厳しい財政状況のもとでの効率的な行政運営と財政改革の実現できる職員。三つ目に、地方分権の進展に伴い、自らの責任において行う「まちづくり」の実現できる職員。四つ目に、住民参加のための情報公開、説明責任の遂行等、行政の透明性の確保できる職員。この4項目を掲げております。

私たちの一番の財産は人材であり、どのように後継者を育成していくかが大きな課題であるという認識のもと、多くの研修に取り組んでおります。その研修につきましては、階層別研修、専門的研修、派遣研修などがあり、職階と職種に対応するための研修を実施しております。日々の育成では、上司が部下を育成する意識を持って、毎日の業務を通じて成長を促すよう取り組んでおります。自己啓発の面では、研修メニューを提供し、応募型の形態をとりながら積極的な参加を促し意識改革を進めております。

また、地方自治を担う職員としての能力を高め、やる気のある職員を管理監督職へ登

用するための昇任試験の実施や、勤務成績を反映させる仕組みであります人事評価を導入していきます。

このように、求める職員像を掲げ、その人材像に到達させるための研修を実施し、社会環境が目まぐるしく変化する時代に対応した優秀な人材を育成していきながら、市民と協働のまちづくりを進めていきたいと考えているところでございます。

〔市長 井上久則 着席〕

○7番（福田武彦）

ありがとうございました。今の答弁で十分でございますが、私が思いますのに、一昨年からですか、市長が始められた若い職員をいろんなそういう意見を出させて、それを取り上げていくというような中で、先ほど言いました薬草シンポジウムあるいは軽トラバザール、特産品のインターネットによる情報とかそういうような形を、今そういうことが職員の中で非常に職員の中で一生懸命やってもらっているということは、非常に良いことだと思っております。今後も、そういうような形をもっと進めるようなことは考えてみえますか。

◎議長（内海良郎）

答弁を求めます。

△市長（井上久則）

今ほど言われました、若い職員が取り組んでいることにつきましては、究極の目的は「まちの活性化」でございます。いつまでも職員がそれをやるのではなく、地域に根差したものとして地域におろしていくというのが、職員としての職務だというふうに思っております。このことが一つ一つおりにいっているというような実感を持っているわけでございますが、このことにつきましては一つ一つ成果を見ながら、この新たな取り組み、こういったものにつきましてもしっかりと耳を傾け、若者がやる気を出してくれれば積極的に取り入れ、応援をしていきたいということでございます。

○7番（福田武彦）

ありがとうございました。何といたしまして、これだけの急激な人口減少になってきますと、やはり力を頼るのは若い人ではないかなというようなことを思います。やはり飛騨市がこれから伸びるのも、そういう方の力を発揮するようなことをお願いしまして、次の質問に移ります。

2番目には、消費税増税への対応について、であります。このことにつきましては、国会でも消費税増税をめぐる議論が大に行われておりますが、私は、市においてもその影響はかなり大きいものと考えております。

消費税にしても所得税にしても、法人税にしても、税金は社会でのお金の再分配の仕組みだと思っております。その観点に立てば、納められた税金をそのまま国民に還元すれば、プラスマイナス0でいいのかもしれませんが、前民主党政権では、消費税対応として、マニフェストに「公務員の人件費2割カット」を掲げていましたが、その公約は

どこかに行ってしまう、2年間限定で国家公務員の給与を7%ちょっとカットするだけで終わっております。

国会で議論になっているのは「社会保障をどうするのか」、その財源として「増税」が議論されてきたものと認識しており、社会保障と税の一体改革だっと思います。

社会保障の一つ、年金はこのままいけば立ち行かなくなるのは確実で、景気対策の観点からも、増税は、消費を増加させる可能性があると言われております。また、消費税増税は、安定財源とされており、景気にあまり左右されないと言われております。

しかしながら、5%への増税時においても、消費税増税による所得の減少による消費減退、また消費税増税前の駆け込み需要の反動による増税後の大幅な景気の落ち込みが問題としてありました。

以前に消費税増税直後に、アジア通貨危機と山一証券や拓銀の破たんといった金融不安が生じ、大きく設備投資が減り、企業の経済活動が停滞することとなりました。まさに、そうしたことがデフレスパイラルの発端の重要な要素となりました。

4月から実施されます消費税8%の状況下で消費者の自己防衛としては、最初に生活用品のチェックから始めると考えられます。食料品などの生活必需品を買い控えることはできないと思いますが、無駄と考えられるもの、それは例えば装飾品であり、また嗜好品など、ものづくりをなりわいとする製造業者、例えば酒造業などにとっては大変な死活問題につながる可能性が高いと危惧するところであります。

税金におきましても、製造者からすれば商品売り上げ増が見込めるのであれば、負担が重くても支払っていけるといわれております。しかし、現在の社会情勢では、諸外国の金融不安などによる世界的不況は、中小零細の製造業者にとっては逆風であり、とても好転するとは思えない難しい状況が続いているところです。製造品や商品に増税分を上乗せ転嫁することは、非常に難しい面があると言われております。

そこで、この問題は国レベルでの増税で、一市町村で考えることではないかもしれませんが、不況の中、事業主の死活問題であるので、あえて次の点について市長の見解をお聞きします。

1、税金の軽減を事業者から求められておりますが、市ではどのような対策を行っているのかお聞きしたい。税の軽減措置は考えているか。また、それ以外の方策は考えているのか伺いたいと思います。

2、市が直接事業を行っております、各施設などの利用料、使用料金などの上昇および上下水道料、放送使用料などの公共料金の上昇についての対応はいかがか。据え置きなのか、または3%のみ上昇させるのか。

3、今後、平成27年10月が見込まれます再増税、消費税10%に対する対応について、現時点で何か考えてみえるのか。以上の点を伺います。

◎議長（内海良郎）

答弁を求めます。

〔企画商工観光部長 柏木雅行 登壇〕

□企画商工観光部長（柏木雅行）

それでは、消費税増税の対応についてお答えいたします。1点目の事業者に対する市の軽減措置の対応についてと、3点目の再増税の対応については私のほうから、2点目につきましては、総務部長がお答えしますのでお願いいたします。

最初に、事業者に対する市の軽減措置の対応について、でございますが、消費税は国税のため、地方自治体が関与することができず、また、法人市民税においても、国が定める一定の率を納付するものであり、独自の判断ができません。唯一、地方自治体が関与できるものとして、固定資産税がございますが、税率の変更につきましては、影響額が大きいと、考えておりません。なお、製造業等が一定の条件の範囲内で、新たに設備を新設、増設した場合に免除される過疎法の特例措置は実施しております。

しかし、4月から実施されます消費税8%による消費の落ち込みについては、各方面に及ぶことが予想され、議員ご指摘のとおり、特に生活日用品や嗜好品を販売する小売店等への影響が大きいものと危惧しております。

市では、こういった状況を踏まえ、年末年始における消費の拡大および、3月までの駆け込み需要を狙いプレミアム商品券を発行し、多くの市民にご利用いただくとともに、市内、小売店、飲食業等への活性化を図ってまいりました。

さらに、新年度での政策として、今回、新たな制度として電子決済システム導入促進事業補助金制度を創設いたします。この制度は、都市部の住民や、若者などを中心に普及している電子マネーシステムや、クレジットカードによる料金決済システムを導入する事業者に対し、その導入費用または、維持管理費用の一部を助成するものです。

このシステムを導入することにより、海外や都市部からの観光客が小銭のわずらわさなく買い物することができ、結果、購買意欲の向上を図るとともに、市外からの外貨を稼ぐ一助になるものと期待しております。

また、小口融資制度などにおける利子補給制度や、信用保証料に対する補助制度につきましては、若干の見直しをかけたつども、全額補給の対象年度を1年間延長し、また、借入れ要件につきましても、利用しやすい環境作りに努めてまいります。

その他、省エネ推進、経営コスト縮減を目的とした事業所等照明設備LED化補助金の創設や、従来までの各種補助制度が多種ありますので、こういった各種制度を積極的にご利用いただくことで、4月からの増税に対応していきたいと考えております。

しかし、市内の景況によっては、今年度を実施したような緊急の経済対策を打っていかねばならないと考えております。

次に、3点目の再増税への対応について、でございます。平成27年10月に予定されております、消費税の再増税への対応についてですが、先ほど答弁しました、各種補助制度を市内各事業者が積極的にご利用いただくことで、来るべき時期に向けての環境を整えていただくとともに、市といたしましても今回の状況をよく把握し、あらゆる情

報を集めながら、打つべき手立ては打っていきたいと考えております。

〔企画商工観光部長 柏木雅行 着席〕

◎議長（内海良郎）

続いて答弁を求めます。

〔総務部長 小倉孝文 登壇〕

□総務部長（小倉孝文）

それでは、私は2点目の市が直接事業を行っている各施設の使用料等の公共料金の対応についてお答えいたします。

最初にお断りいたしますが、答弁の中で用います消費税等、消費税率等、消費税法等という場合の「等」という表現につきましては、「消費税」および「地方消費税」を併せていることを意味しておりますので、あらかじめご了承ください。

さて、今定例会におきまして種々の条例改正案を提案させていただいていますが、平成26年4月1日からの消費税率等の8%への引上げに併せ、当市の各種施設の使用料等で消費税等の課税対象となるものについては、全て、消費税率等の引上げ分を適正に転嫁すべく、条例改正案を上程しているところです。具体的な改正内容につきましては、個々の条例案について審議いただく際に説明させていただきますが、消費税率等の引上げに伴う関係条例の整備に関する条例ほか4議案、改正対象となる条例は、上下水道使用料、ケーブルテレビ使用料等を含めて、全部で29案件となっております。

これら、消費税率等の引上げに伴う公の施設の使用料、利用料等の対応につきましては、総務省自治行政局および県から「消費者が、最終的な負担者となることが予定されている間接税であることを踏まえ、円滑かつ適正に転嫁するよう、所要の措置を講じる」こととの通知がなされております。

その後、総務省自治財政局および県からも「未だ検討中・未検討及び消費税率10%への引上の時に対処する等の理由で、改正を見送る場合は消費税の趣旨を踏まえ、早急に検討を行い、適切に対応する」こととの通知がなされたところであり、これらを受けて措置するものであります。

また、消費税率等の引上げに伴い、市の各種施設等の維持管理費といった必要経費についても影響を受けることとなりますが、その影響分を市が全額負担する、つまり、使用料、利用料等に適正に転嫁しないとした場合、結果的には直接施設等を利用しない方や市民へも消費税等増額分を転嫁することへとつながり、適正な対応とはいえません。

以上のことから、当該消費税率等の引上げに伴う増税分は、市だけではなく、施設等を直接利用する方、市が行う各種サービスを直接利用する方々にも負担していただくよう、条例整備を行うことが公正公平な対応であると認識しているところであります。以上で、よろしく願いいたします。

〔総務部長 小倉孝文 着席〕

○7番（福田武彦）

まず、企画商工観光部長からの答弁の中で、いろんな制度を使いながらやっていくという形の中で、緊急、やむを得ない場合はそういう措置を年度途中でも考えていくということでありましたが、それは具体的には何を指しているのか。そういうことは全く、今はあくまでもそういう場合の緊急措置を考えているという意味ですか。それとも、そういう何かを考えてみえるということでしょうか。

◎議長（内海良郎）

答弁を求めます。

□企画商工観光部長（柏木雅行）

ただいまのご質問でございますが、今の8%に増税されるということでありまして、市内の購買意欲とか、そういうことがそがれるような形になった場合とかを勘案しまして、緊急の経済対策を打っていくというようなことで、そういう状況を把握しながら補正対応等も考えていかなければならないと考えております。

○7番（福田武彦）

今は具体的には考えていないということでした。

それから、今総務部長の質問の中でちょっとわかりにくかったのですが、今回3%だけを国からの、総務省のほうからでそういう形の中であげていくという形。それとも、10%にしたときに対応するのなら、ということの意味がよくわからなかったのですが。私ちょっと予算書のほうをあまり詳しく見ていないものですから申し訳ないのですが、その辺のことについて、今回はどのように考えてみえるのか伺いたいと思います。

□副市長（白川修平）

今回の3%分につきましては、例えば水道料金のように、徴収した額の一定割合を国に消費税として納めるものだけではなくて、例えば公民館の使用料みたいなもので、直接国に納めるものではないものについても、反対に例えば施設の管理費用の中に消費税分が上乘せされますので、これまで以上に管理経費がかかったものについては、利用者が負担をするように消費税を上げてくださいというようなことで、国のほうからの要請が提出をされています。そうした要請に基づきまして、今回考えられる使用料等につきましては、改正の条例案を提案させていただいているわけでございます。

○7番（福田武彦）

そうしますと、例えて言うと3%なんていうとはしたが出るという形なのですが、ある程度10円単位のところでの料金といいますか、使用料の値上げというような形になるかと思いますが、また10%になったときは、またそれで考えるということなのでしょうか。

◎議長（内海良郎）

答弁を求めます。

□副市長（白川修平）

今回の国の要請は、５％から８％に上がる時に考えてくださいということですので、当然またこれが１０％に変わるということになれば、またそのときはそのときで措置をする必要が生じるというふうに思っております。

○７番（福田武彦）

いずれにしても、やはり大企業なんかはそういう形の中では転嫁できるのかもしれませんが、商店ではなかなか実際にその部分を３％上がったから、３％だけ上げるというような形はなかなか不可能というようなことを聞いております。そういうような形の中で、やはり経済が冷え込まないように市のほうでもそういうような対策を考えて、今後もしそういうことが出ましたら、そういうことを考えていってほしいと思ひまして、私の質問を終わります。ありがとうございました。

〔７番 福田武彦 着席〕

◎議長（内海良郎）

以上で本日の日程は全て終了しました。明日の会議は、午前１０時からいたします。本日はこれにて散会いたします。

（ 散会 午後３時３６分 ）

地方自治法第１２３条第２項の規定により、ここに署名する。

飛驒市議会議長

内海 良郎

飛驒市議会議員（５番）

野村 勝憲

飛驒市議会議員（６番）

後藤 和正